

平成 25 年第 4 回定例会

総務常任委員会会議録

平成 25 年 12 月 13 日

高 森 町 議 会

平成25年第4回定例会総務常任委員会記録

平成25年12月13日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） おはようございます。

日程第1、定足数に達しましたので、総務常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第2、まず、本委員会に付託されました税務課関連の議案第69号、高森町税条例の一部改正についてを議題とします。

税務課の説明を求めます。

○税務課長（色見継治君） おはようございます、税務課でございます。よろしくお願いたします。税務課の色見といいます。

付託されました議案でございますけれども、議案第69号でございます。高森町税条例の一部改正について説明をいたします。詳細につきましては、昨日の本会議のほうで説明したところでございます。本日はですね、年金の徴収制度の見直しということで、資料がありましたので、議員の皆さまに資料をお渡ししているところでございます。これに基づいて、条例関係の改正についての説明を行いたいと思っているところでございます。

特別徴収の算定表の目安ということで、現行が仮徴収額表でございますけれども、前年度分の本徴収額割る3というふうになっております。これを改正案のほうでは仮徴収額のところでございますけれども、前年度分の年税額の2分の1の、それ割るの3ということでございます。これはなぜかといいますと、下のほうの現行を見ていただきますと、仮徴収額のところでございますが、年度によって仮徴収額のほうの金額がばらつきがあるということでございましたので、これを改正案によれば、あまり差がないように、平準化をするために変えるというものでございます。表を見てもらったほうが分かるかなと思いましたので資料を準備したということでございます。

それから、特別徴収でございますけれども、一定の要件の中で、継続できることになっております。以前は、他町村に定住した場合とか、そういうときには特別徴収いたしまして普通徴収に切り替えておったところでございますけれども、他町村に行っても特別徴収ができますよということで、国も特別徴収で取りやすいようにしたのかなというところでございますので、こういうふうに条例関係を

変えるということでございます。この条例につきましては、47条の2項と、47条の5項でございます。

それから、附則の16条の3、それから19条、それから19条の2につきましては、これは金融所得課税の一本化というところでございまして、公社債等の利子等に課税方針というところでございまして、以前は利子等の申告については、源泉分離課税であったんですけども、改正につきましては申告の分離課税になるという条例の改正でございます。

それから、上場株式に係る譲渡所得の一部改正のところでございますけれども、株式等に係る譲渡所得の分離課税については配当等であったんですけども、今回につきましては特定の公社債、それから一般株式等に係る譲渡所得もですね、分離課税の対象になりますよという条文の改正でございます。何分ですね、関係のあります関係上ですね、新旧対照表は随分あるのですけれども、簡単に内容を言いますと、そういう関係の条例改正でございます。以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

個人住民税の公的年金からの差し引きということで、あまり負担がないようにということで改正されたということですが、もうちょっと詳しく説明をしてもらっていいかなと。

○税務課長（色見継治君） 税務課の色見でございます。

現行のほうは、仮徴収額のところがNのところは6万円ですので、6回あって1万円ずつになっています。翌年が3万6,000円ですが、前年度の本徴収額が1万円に来ますですね、仮徴収額が。これが3万円だから、本徴収額は2,000円の3回で6,000円で、3万6,000円になるというのが今、現行のところでは。現行のNプラス1のところでは。Nのところは年税額が6万円ですので、1万円ずつが6回で6万円になります。Nプラス1は年税額が3万6,000円です。だから、それは本徴収額の所が斜めになっているところが自然に1万円に落ちてくるわけです。これで3万円になるわけです。そうすると、残りを3で割ると2,000円ずつですので、6,000円で3万6,000円になりますよというのがNプラス1の3万6,000円の税金の徴収の仕方です。

それが、今度は改正案では、一番上は変わらないんですけども、Nプラス1のところの3万6,000円は、その下のNプラス2のところですけども、これはまた年全額が6万円になったとすれば、仮徴収額は本徴収額の1,000円が来ますので6,000円にしかありません。残りを3回で割ると本徴収額が1万8,000円になるというわけですね。

改正案につきましては、Nプラス2については6万円ですので、6,000円×6月の3万6,000円と1万4,000円の3回で、合わせて6万円になりますよということですね。改正案のほうは1万円、1万6,000円、それと現行は1万円、1万2,000円と、かなり差があるからですね、右のほうの本徴収額が1万円に2,000円、1万8,000円が、1万円の、2,000円の、1万4,000円。だから、年税額が同額の場合にはほとんど改正案では同額になりますよという計算の仕方になります。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

一番初めのNだった場合は、要するにもう各月が1万円で終わるということですね。

○税務課長（色見継治君） Nはもう1年目ですので、もう6回だから、前がないからですね、だからNのところは6万円の場合は1万円が6回という意味です。

○委員（後藤三治君） Nプラス1というのは。

○税務課長（色見継治君） 次年度という意味ですね。Nが平成25年度だったとすれば、Nプラス1は26年度と考えてもらえばいいと思います。だから、1、2、3だけ、次年度、次年度、次年度と考えていいんじゃないかと思います。26年度が3万6,000円の場合は、仮徴収額は3万円と、本徴収額が3回ですので、6,000円になって、合計で3万6,000円になりますというのが現行のところですね。ここまではあまり差がないからですね、出ないですけど、Nプラス2からが影響が出てくるから変わるということですね。これは、4月1日で65歳以上の方で、年金受給者で税金がかかる方が特別徴収の対象になるということです。皆がかかるというわけではないんですけど、年金の低い人で税金がかからない人は特別徴収はないです。これは28年の10月1日から該当します。

○委員（後藤三治君） この改正案が施行されるのがですね。

○税務課長（色見継治君） 改正案がここで実行されます。

○委員（後藤三治君） 何もかも年金から引かれるわけですね。

○税務課長（色見継治君） だから、そういうふうに、国のほうが徴収するので、前は高森から出ていったら普通徴収とか、そういうふうにしていたのに、今後特別徴収でほとんどどこへ行っても取りますよというふうになるんですよ。もう取りはぐれがないように平均するような形になるわけですね。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（後藤三治君） もう一つ。後藤です。

よく年金では現況届等を出さないと普通徴収に変わりますよね。というか、口

座に落ちるが一回現況届を出さないと、所在が分からなくなり、後で繰り上げで金は来ます。来るけど、普通徴収に変わるのはご存じですよ。出し遅れた場合に、その後出したら、今度は1年間は普通徴収に変わる。とにかくこれはできなくなる。これはちょっと悪いことですが、年金から介護保険料を当初引くと言うときに、一方的に引かれるもんだから、悪意で現況届を遅らせ、普通徴収にして払わないという人がいました。そういうケースがあったときは、これもできないということです。

○**税務課長補佐（佐藤幸一君）** 強制という部分とですね、任意という部分で、特徴から普徴に希望を出せば変えられるというのもあります。私は健康保険にいた頃まではあってました。その部分の一つじゃないです。要件がいろいろあります。例えば年税額が低い人は特徴では駄目ということですね。18万円以下だったですかね。だから、そうなる国保も介護もというような形で、年金と介護は特徴で引かれるから、残がなくなるというような考え方があるものだから、それ以上の人は対象にならないです。特徴でも、そういうことはありました。

○**委員長（立山広滋君）** よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○**委員長（立山広滋君）** これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○**委員長（立山広滋君）** これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第69号、高森町税条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（立山広滋君）** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○**委員長（立山広滋君）** 次に、議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

税務課の説明を求めます。

○**税務課長（色見継治君）** 税務課の色見でございます。

議案第70号でございます。一般会計補正予算について説明をいたします。

各担当の係長のほう、及び課長補佐のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。まずは、税務係のほうからお願ひします。

○**税務係長（白石孝二君）** おはようございます。税務係、白石です。

それでは、税務係のほうからご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の9ページをお開きください。

まず、個人町民税の滞納繰越からご説明申し上げます。歳入項目は1、1、1、2です。補正前の金額1億4,886万3,000円から50万円を増額補正して、計1億4,936万3,000円とするものです。増額理由としましては、庁内で取り組んでおります滞納整理プロジェクトチームによる継続的な交渉結果によりまして、生命保険金の大口滞納者からの納付があったものによるものです。

続きまして、法人町民税の滞納繰越分、歳入項目は1、1、2、2です。補正前の金額1,752万7,000円から37万2,000円を増額補正し、計1,789万9,000円とするものです。増額理由につきましては、滞納法人14件のうち6件の法人から納付があったものです。今後も差し押さえなど、徴収強化に取り組んでいきたいと思っております。

税務係からは以上です。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 税務課の佐藤です。

続きまして、その下のですね、固定資産税についてご説明申し上げます。補正前の額に対しまして、今回290万円の補正をしております。この分につきましてはですね、滞納繰越分ということで、本間分の歳入があったことにつきまして、補正時点での歳入額ということで補正しております。当初が滞納分については450万円でしたので、今回290万円ということで、補正前の金額と合せると740万円が滞納ということで入っております。本間については分割でということを進めておりますので、現在平成24年度分の残額が454万円ほどございます。過年度分で350万円ほど今回また12月までに入っております。トータルで合わせまして824万7,000円の滞納だったんですけど、現在は454万4,000円というような状況で推移をしております。毎月月末に納付をしていただくということで、週に1回ほど、本間のほうに出向いて、徴収漏れがないように頑張っておりますけれども、なかなか12月からがやはりゴルフ場は利用者が減ってくるものですから、今のところ12月分については200万円のところを100万円ということで、しておられますので、先日、総支配人を呼びまして、何度も私どもも行っていきますから、今回は呼びつけようということで、呼びまして、お話をさせていただいております。そして、これについては県の不動産取得税もごさいます関係で、県のほうは分納ということでされておりますけれども、県は差し押さえをされております、不動産の一部を。それで、県がしたから、ある程度、町も差し押さえしなければいけないということで、参加差し押さえというのがあります。これを先日、支配人には説明しまして、来週を目途にですね、

参加差し押さえの手続きをしたいというようなふうを考えております。

以上、歳入について、滞納分についての説明を終わります。

○税務課長（色見継治君） 税務課の色見でございます。

私のほうから、10ページでございます。

県支出金の県補助金の2の総務費県補助金の7でございます。熊本縣市町村広域連携支援補助金です。これは何かと申しますと、固定資産評価審査委員会の共同設置に向けた先進地研修の旅費の分の補助金ということでございます。高森町に固定資産評価審査委員会の委員さんは3名いらっしゃるところでございますけれども、阿蘇郡内で評価額についての不服申し立て等最後までいったところはないんですが、そういう動き等がありますので阿蘇郡一体となって共同設置に向けた検討をする必要があるんじゃないかなということで、阿蘇郡内の税務課長、それから県の市町村の行政課と連携をしながら、今後、研修を行いましょうということで、全国では、鳥取県の中部ふるさと広域連合というのがありまして、ここが固定資産評価審査委員会に関する事務をやっているということでございまして、場所は倉吉市ですね、それから三朝町ですね、米子のそばなんですけれども、そこはやっているということでございますので、阿蘇郡内で先進地視察に行こうかなと計画を立てているところでございます。これがですね、6万1,000円旅費がかかるところですけれども、これの2分の1の3万円を県の補助金をいただくということですので、13ページになりますけれども、2の総務費の徴税費の徴税総務費の旅費の6万1,000円を今回補正してですね、6万1,000円分の半分が3万500円ですけど、3万円の歳入ということで、今回補正を組ませていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口ですが、白石係長、さっき個人の滞納繰越分50万円、これは生命保険の何か、ちょっと聞き損なったんですけど。

○税務係長（白石孝二君） 税務係の白石です。

個人の滞納者の方ですが、死亡保険金が家族の方の分がありまして、この分で、何回も交渉を重ねていった結果、そういった納付がありましたので、保険金の支払いがありましたので、その分で納付をいただいたということです。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で税務課に関連する付託案件については終了いたしました。

税務課の皆さん、お疲れ様でした。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました政策推進課関連の議案第67号、高森町観光交流センター条例の一部改正についてを議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。政策推進課長の甲斐です。

議案第67号の高森町観光交流センター条例の一部改正について、担当の今吉商工観光係長からご説明いたします。

○商工観光係長（今吉輝子君） おはようございます。商工観光係、今吉です。

本会議の提案説明で詳細については課長のほうが説明しておりますので、簡潔に要点のみ説明いたします。

平成22年度に受験した会計検査で目的外使用を指摘されております。あくまで観光交流センターで建設している以上、観光客と地域住民の交流の場、観光関連情報の発信の場を主体的に行う必要があります。観光関連事業者が指定管理者として管理してもらうことが最良と判断しまして、今回、町長が特別の事情で制定できるような条文に改正したものであります。

以上、簡単ですが、観光交流センター条例の一部改正についての説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

目的外使用ですね、これはどんなものがあったのか、もう一度説明をいいですか。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

実際、平成22年に会計検査が入りまして、あそこの利用度調査をされました。

うちとしては、利用度が上がってればいいという考えをもっておりましたので、各部屋ごとに利用度、利用者数を出しました。会計検査院が言うには、結局、観光交流センターですから、観光客がどれだけ来ているか、それを分けなさいということだったんですよ。ですから、結果的には分けて出しましたけど、地元住民が利用するのであれば、地域コミュニティセンターとか、そういうような建築の名目があるから、あくまでも観光交流センターであれば、観光関連業種に、案内とか、そういうのをさせてくれというふうな指摘がありましたので、今回そのような改正を行っております。以上です。

○委員長（立山広滋君） ほかに。

○委員（芹口誓彰君） 芹口ですが、監査検査院の指摘はその用途が違う用途で使ったから駄目だという指摘を受けとるわけでしょう。管理者も、こういうふうに変えた場合とどういふふう整合性が出てくるのですか。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

結局、情報発信という部分があるわけですよ。以前、公募したときに応募があったのが、警備会社とか、人材派遣会社から応募があったわけです。たまたまその選考委員会のほうでそこは選ばれておりませんが、そういうものになつたら、結局、営利じゃないですけど、使用料だけの考えをもってこられたら困りますので、観光案内の情報発信もあるという意味から、観光関連業種を指定したいということで、今回改正をしております。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第67号、高森町観光交流センター条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 次に、議案第68号、高森温泉館条例の一部改正についてを議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

担当の政策企画係長、眞原のほうからご説明いたします。

○政策企画係長（眞原友紀君） 政策企画係、眞原です。

議案第68号で提案いたしました高森温泉館条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本会議で課長が説明した部分と重複する部分もございますけれども、よろしくお願いたします。

温泉館の入浴料につきましては、平成6年の開設以来、料金改定を行っておりませんでしたけれども、本会議で町長のほうが説明しましたように、温泉館のアンケートを踏まえまして、平成26年から指定管理者に管理を委託する方向で事務を進めておりまして、少なからず収入増を図るために今回料金改定を行うものでございます。

新旧対照表のほうでご説明したいと思います。

基本的には、郡内の温泉施設を参考にですね、利用者の負担増を最低限に抑えまして、町内外の料金を原則統一することによりまして、より明確な料金体系を目指し、なおかつ収入面を考慮し、今回の改定といたしております。

まず、改正前は、子ども、大人、3歳以下、高齢者、障害者の順番となっていたものを、年齢の若い順に並べ替えております。乳幼児3歳以下ですけれども、町内外関係なく、改正前と同じ無料ということにしております。次に、子ども4歳以上小学生以下ですけれども、改正前は町内100円、町外200円を、町内外関係なく150円ということで、大人の料金の半額ということに設定しております。それから、大人の中学生以上69歳までですけれども、町内が200円、町外400円を、今回の改正で町内外関係なく300円としております。なお、高齢者70歳以上につきましては、改正前は町内100円、町外400円でしたけれども、町内150円、町外300円という形にしております。障害者においては、改正前は障害の程度に応じまして、町内無料と大人の半額で100円ということで、町外の障害者割引はなく400円としておりましたけれども、改正後は障害の程度区分をなくしまして、身体障害者手帳若しくは療育手帳の提示があれば、町内外とも150円ということにするものでございます。高齢者のみが町内・町外料金が異なっておりますけれども、これは南阿蘇村の施設と共通したこと、それから町内の高齢者の負担増をできるだけ抑えるということで設定しております。以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

2点お伺いしたいと思いますが、この料金を改定されるという形と思っておりますけ

れども、現在発行されている回数券の、お年寄りの方で、100円が入っておられる場合、その50円の差額を取るのか、どういう方向で取るのか。回数券をお持ちの場合。もう一つは、ほかの一般についても一緒だろうと思います。金額が変わるわけだから。回数券のそういう問題と、もう一つは障害者の利用が今までどれくらいあったのか把握できているのか。今回、要するに重度障害者の無料分がなくなったわけだから、当然、前はリフト等を使って一時期あったが、もうそういうのはないから、そういう重い人は入られないだろうとは思いますが、普通の障害者の人たちが今までどれくらいお入りにお出でになったか、もし分かれば教えてもらいたいと思います。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

回数券の件ですけど、以前も指定管理者から町が受け継いだとき、回数券はそのままの回数券で入れてます。ですから、今回も以前買っている回数券については、差額はいただかないということで、それで入浴していただくというふうに思っておりますし、今後の回数券については新しく作った、新しい新料金で出していきたいというふうに思っております。

それと、障害者の人数把握ですけど、すみません、それはできておりません。といいますのが、提示されたら無料ということで入らせていますので、数は把握しておりません。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

回数券については、当然もう回数券を買ったときに、もう金を払われとるから、そういう考えでいいのかなとは思いますが。ただ、障害者については、提出されたら無料に入れていたのが、無料ではなくなったわけだから、そのへんのが周知ができるのかな。今まで無料だったのが、何で半額になるのと。周知というか、もしその人が手帳を持ってこられたときに、障害者の程度区分じゃないからこうですよと言えればいいけれども、今まで無料だったなら、ここの差は大きいと思います。当然、今度この様になりましたからと言っていかなければならないと思うけど、無料だった人が半額払わなければというのは、前のときも、要するに1級、2級以外の方は半額収めなければいけなかったのでしょうか、それが無料になったというケースがあるのであれば、例えば手帳を持ってくれば、要するに無料だったわけでしょう。そのへんはちょっと十分注意してやっていただきたいなと。よろしくをお願いします。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

改正前のところを見てもらうと分かると思いますが、重度障害者が無料で、その他の障害者は半額ということですので、大人の半額、100円をいただい

とったわけですね。今回は、手帳の提示があれば150円ということになります。ですから、それについては周知というか、窓口で説明を申し上げて、そして支払っていただくとしたら、もう、もちろん掲示とかはしますけど、そういうことで周知していきたいというふうに思っております。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○委員（後藤英範君） 後藤です。

これは素晴らしい数字が出たと思います。これがですね、いろんな会議で草村照先生がお出でになって、町外は700円にしてください、こういうことまで出ていたからですね、700円なんかになったら、そらたいへん人間は減るばかりと、私なりに思っていました。そして、毎日年寄り風呂に行く人がたくさんおられます。その方にもですね、当然これはいろいろと金を削減せにやいかんから、協力して、掃除をしてやろうじゃないかとか、そういうことまでだいたいある程度、これがこういうことになったからよいけれど、そういうことまで私なりに把握していました。ところが、今日数字が出てからですね、これより立派なものはないと思います。これが一番よい数字だと思います。いろいろお世話になりました。

○委員長（立山広滋君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第68号、高森温泉館条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 次に、議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算について議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

ページを追って、担当の係長から説明をいたします。まず5ページから。

○政策企画係長（眞原友紀君） 政策企画係、眞原です。

議案第70号で提案いたしました一般会計補正予算（第6号）の政策推進課分

についてご説明を申し上げます。

5 ページの債務負担行為の補正のほうをご覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、先ほど議案第68号で説明いたしました高森温泉館の指定管理料につきまして、1年間の限度額を設定するものでございます。限度額の算定方法でございますけれども、まず収入見込みのほうですけれども、入館料が先ほどの料金改定分を含めて計算いたしますと約2,900万円、これは平成24年11月から25年10月までの実績を参考に、料金改定後も入館者に増減がないと過程した単純比較でございます。約130万円の増額が見込まれております。それから、売店の売上が872万円程度、収入合計といたしまして約3,800万円程度となります。

次に、支出の見込みですけれども、約6,600万円程度となっております。これにつきましても、24年11月から25年の10月までの実績予算を参考に推計しております。修繕費につきましては、50万円以下のものというところで計上させていただいております。

それから、収入見込みの3,800万円から、支出見込みの6,600万円を差し引きますと、約2,800万円の赤字ということになります。

それから、指定管理に伴う費用増減要因といたしまして、来年度から消費税が8%になりますので、300万円程度消費税分が増と。それから、企業努力によります費用減、収入増を要因といたしまして、売店の売上が約500万円の増額、人件費が500万円の節減、光熱水費のほうが100万円程度の節減、燃料費のほうが100万円程度の節減ということで、1,200万円程度の削減だったり、収入増ということになるかというふうに推定しております。これを赤字額の2,800万円の消費税分の増が300万円増額ということで、赤字額が3,100万円ですかね。それから、企業努力分の1,200万円を差し引きますと、1,900万円程度ということで一応算出させていただいております。参考までに、平成23年度の公募のときの指定管理料、公募額が1,900万円と、応募が2社ございましたけれども、A社が1,000万円から500万円程度、B社が1,200万円程度ということで提案がっております。以上です。

○商工観光係長（今吉輝子君） 商工観光係、今吉です。

高森町観光交流センター指定管理料の債務負担行為、平成26年分といたしまして350万円を限度額としまして計上しております。1年間の期間としまして、美しい村事務局や新たな観光案内所を視野に入れまして、短期間としております。今回の条例改正で、町長が特別必要と認める事情で、観光協会にお願いしたいと考えており、観光協会長にはお話をしています。収支としましては、平成22年

度110万円、平成23年度150万円、平成24年度160万円と、収入超過ではありますが、町としましては指定管理以前は補助金を支出しておりまして、その補助金をも含まれているものと考えており、妥当な金額として前回同様の金額としております。また、指定管理者による管理前の補助金としましては、平成15年度が130万円、平成16年度と平成17年度につきましては2割カットをしまして104万円となっております。

以上、説明を終わります。

次、歳出について説明いたします。16ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、15節工事請負費になります。通学路安心・安全街路灯整備事業としまして、国県支出金450万円、一般財源38万3,000円を合わせまして、488万3,000円を計上しております。今年度、高森町街路灯組合で国の事業の採択を受けまして、街路灯を整備することとなりましたが、商店街を活性化する事業であったため、商店がある範囲での設置となりまして、小学校、中学校周りで、防犯上、街路灯が必要な通学路を整備するために今回計上しております。また、今回整備する街路灯の維持管理費にかかる経費、電気料等につきましても、街路灯組合で負担していただくことと、高森町街路灯組合の総会で決定しております。

その次の下の3目観光費、11節需用費、節の中の消耗品費の6万3,000円になります。こちらのほうは高森峠の千本桜公園のトイレのブロワーになります。これはバクテリアを活かすための酸素注入器になりますが、劣化により破損しており、早急な取り替えが必要なため、今回計上させていただいております。

その次です。修繕料20万円になります。町の観光施設であります千本桜公園や、野尻親水公園等の予期できない修繕料が今年度発生しておりまして、当初の予算は68万円でありましたが、今年度の残額が4万円という状況になっている状況でございます。今後発生する観光施設の修繕に対応するために、今年度執行済額の金額63万9,000円を執行月数で割りまして、残りの月数を掛けて算出した額としまして、20万円を計上しております。

下の5目温泉館管理費、11節需用費の光熱費258万6,000円を計上しております。これは電気料が昨年は実際の営業期間が11カ月でありましたが、また電気料金請求が1カ月遅れてくるために、実際の電気料は10カ月分でありましたが、今年度予算を計上する際に、その10カ月分の金額を12カ月が割ってしまい、電気料の値上げ分を見ていたために、約2カ月分の不足料が生じることになってしまい、258万6,000円を計上しております。電気料につきましては、総務課で一括払いを行っておりまして、予算計上も総務課で行い、政策推進

課との連携不足であったため、このようなことが生じてしまいました。

その下の修繕料20万円になります。修繕料の予算総額が今年度は150万円で計上していましたが、現在執行済額は137万5,000円であり、執行済みも現在の執行月数で割りまして、残りの月数で掛けまして、また今年度、これから先の温泉館の修繕ですね、特にボイラー等の機械系統の修理が高額でありまして、これで足りるとは思っておりませんが、予期せぬ高額修理代には予備費充当も視野に入れております。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

来年度から指定管理に出されるということで、今回、債務負担行為に1,900万円という見込みでよく算出されていると思いますが、この指定管理にされる場合、現在の運行形態といいますか、時間、休みとかはまったく変えないところでの予定であるのか。例えば、先ほど電気、重油代の減額を大分見込んでおられますが、同じ時間で今年要ったのが1,000万円近く減らすというのは、同じ時間帯で本当に可能なのかですね。まずは指定管理は今の形態のままで指定管理をお願いする条件で1,900万円なのか、あるいは多少変更とか、休みが増えるとかいうのがあるのか、そういう計画があるのかちょっとお聞きしたいなと思います。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

あくまで指定管理で応募された方、その決まった方との話し合いだと思いますが、今の条例でいくと、開館時間とかはその申し出により変更ができるということになっていますので、条例の変更は特別行っておりません。ですから、あとは先ほど言いましたように、指定管理に応募されて、決定された方との話し合いで進めていきたいと思っておりますが、燃料費とかのやっぱり削減にはどうしても開館時間を縮める方法しかないというふうに思っておりますので、そのへんは協議して進めていきたいというふうに思っております。ですから、条例はそういうようなことで変更は行っておりません。

○委員（後藤英範君） 指定管理者に出すわけですね、その温泉は。どうするのですか。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

今回のこの債務負担行為を上げておりますので、これで1月に指定管理者の公募を出したいと思っております。あとは応募があれば、それを審査して、どういうふうになるか決定していくということになります。

○委員（後藤英範君） 今、町直営ですね。やっぱり町ですということになれば、

何が大半占めるかというのと人件費と思う。よその温泉行っても、それは町の温泉が一番何かゆっくりしてるような気がしますね。まあそれは指定管理者に出せば、それでよいけど、町が直営するとかになると、もうちょっと考えるところはあるでしょうね。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

やっぱり直営でやっている以上は、職員も素人ばかりで、ノウハウを持たない者ばかりで、なかなか厳しいところがありますし、また今の賃金体系からいきますと、生活給の職までは払っておりません。ですから、職員に対してもあまり厳しく言うと、結果的にもういいからということで、またそのへんは難しいところがあります。ですから、指定管理者に出して、正式にいけば、ある程度、サービス面もよくなると思いますし、またそのへんの職員管理もうまくいくんじゃないかというふうに思っております。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口ですが、街路灯の整備事業、これについては街路灯を設置する場合、街路灯のデザイン、これが高森町独自のデザインで街路灯を設置するとか、そういう考えはないですか。

○商工観光係長（今吉輝子君） 商工観光係、今吉です。

今回はですね、商店街の範囲区域広げたり、今後のことも考えて、シンプルで明るいものを設置することを考えております。

○委員（興相壽一君） 興相です。

街路灯の件で、ついでにちょっとお尋ねしたいんですが、だいたい何基ぐらい、街路灯の数、それと場所、それと通学路は小学校、中学校、いろいろあるかと思えますけれども、それと高森中、高森中央、それから東もあると思えますけれども、そのあたりはどうなっていますか。

○商工観光係長（今吉輝子君） 商工観光係、今吉です。

まちづくり事業のほうで整備する分が139本ですね。それと、町の方でする分を合わせましてですね、全部合計で200本設置する予定であります。範囲につきましては、今は商店街がある範囲、今の既設の街路灯が設置してある分の範囲と、あとは小学校の周りでいきますと、上在地区と天神地区の子が帰ります横町のA団地から天神の篠田商店に抜ける道に付けるのとですね、あとは小学校から出まして、高月さんの横を通って、ずっとなべやさんの横まで出る細かい道ですね。それと、あとは西蓮寺の方に抜けて中学校の周りのほうは、中学校の後ろの道ですね、中学校の幼稚園の裏から入りまして、畜協の所に抜けるまでのところに設置を予定しております。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

補足で説明いたします。町長のほうの冒頭の予算説明の中で、国が認めた商店街の範囲というのがあったと思います。ですから、補助対象事業になっている範囲をですね、ここで答えたいと思いますけど、まずこっちの役場方面ですけど、幼稚園の三叉路ですね、中学校から来る道、そこまでです。役場のほうがですね。それと、横町のほうは別所の堤、バイパスとの交差点までです。それと、下町が現在、老人ホームのひめゆりがありますよね。駅から来た道、あの三叉路までです。と、天神・上町方面が、上在の方はストークのガソリンまで、天神の方で旭通りから上がったところは、天神の三叉路まで、そこが国が認めた商店街の範囲ということですので、そこについては補助対象事業で高森町の街路灯組合の申請による139本が立つということですね。ですから、それ以外を今回補正計上させていただいたということです。以上です。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

約3分の1が町がするということですね、200のうち60本、増えた分は組合が電気料についても負担されるということですね。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

街路灯組合の総会に、私たち説明にまいりまして、一応補助対象とする分と、それ以外で町が整備する分について、電気料を見てもらえないだろうかということで説明いたしました。街路灯組合としては立て替えを近い将来するということが積み立てをされております。ですけど、それを補助事業とするということであれば、それは全額、電気料に充てていいという結論に達しましたので、今言ったすべての本数について、街路灯組合のほうで電気料を見るということで総会のほうで決させていただいております。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

温泉館については、この4月から指定管理者にお願いするということですが、前指定管理されているときに、入湯税のまだ未納額があるかと思えます。先ほど税務課のほうにちょっとそのあたりを聞けばよかったですけど、聞き漏れておりますので、入湯税の未納分の把握されているかと、今後のその指導ですね、新しく選定されるその指定管理者に対する、そのあたりの考えをお聞きしたいと思います。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

入湯税の未納については、まだ納入されていない分があるというふうに聞き及んでおります。金額とかは聞いておりませんが、あるということですので、現在、大津の岩戸の里を指定管理者としてされていますけど、会社名が違うわけで

すよね。ですから、会社が別に作ってありますので、そちらの代表者は同じですので、引き続き入湯税の納入についてはお願いしていこうというふうに思っております。今後につきましては、新しく指定管理者になられた方につきましては、当初から指導してですね、完全な納付ができるような形で指導していきたいというふうに思っております。

○委員長（立山広滋君） 後藤議員、どうぞ。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今、興梠委員が電気料の負担については質問されて、街路灯組合が持つということでしたんですが、私がお聞きしたところによると、エリアが従来の商店街より少し増えたということで、個人というか組合、そのこの通り道で、近所で立てられる街路灯も替わる、この範囲内に入ると替わるということですか。

○商工観光係長（今吉輝子君） 商工観光係、今吉です。

今付いているのはですね、駐在員さんのほうにお話をしているんですけども、街路灯はこの範囲で付きますということでお話して、その分が要らなくなるかもしれないので、その分はですね、今、区で暗いところがあったところに回していただけるように、電気料のほうは止めていただくようにというところでお話をしております。

○委員（芹口誓彰君） 芹口ですが、防犯灯と街路灯が混在しとる、防犯灯も設置があるんじゃないですか。防犯灯と街路灯、防犯灯は電気料は。

○商工観光係長（今吉輝子君） 商工観光係、今吉です。

それもですね、今回の分はすべて街路灯組合さんのほうで電気料のほうを負担していただくようなことで、総会のほうで決定をいただいております。というのが、今、既設の分の街路灯の電気料が月764円なんですけれども、今回の分が362円という金額で、半額以下になっておりますので、負担していただくところでお話ができております。

○委員長（立山広滋君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で政策推進課に関連する付託案件については終了いたしました。

政策推進課の皆さん、お疲れ様でした。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました総務課関連の議案第61号、高森町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長（岩下公治君） おはようございます。総務課長、岩下です。お世話になります。よろしく申し上げます。

それでは、議案第61号、高森町課設置条例の一部改正について、担当係より説明申し上げます。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係の後藤でございます。

それでは、議案第61号でご提案いたしました高森町課設置条例の一部改正についてご説明させていただきます。

先に本会議場で課長が説明しましたとおり、今の総務課にございます財産管理係をですね、財産管理課として独立させるものでございます。これにつきましては、施設の維持管理を主な仕事としております。その他でごみ等の環境関係と野犬対策もこの中で処理するというので入れております。これを一緒にしたという大きなものは、環境対策ですね、これらを一元化することで、住民が利用しやすい窓口をつくるというのが大きな目的でございます。

施設の維持管理でございますけれども、対象となる施設といたしましては、施設財産ですね。主なものとしまして、この庁舎、それと各地区の総合センターですね。それと各地区の生涯学習センター、これは体育館になりますけれども、湧水トンネル、町民体育館、町民グラウンド、町有林とか、保育園跡地等も入ります。それらを含めた25施設です。

また、ご検討の上、ご決定をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

本会議で芹口議員のほうから課設置の意味等は聞かれましたので、また今も説明がありましたから、十分納得しておりますが、今後ですね、予想されるこの係

はいくつぐらいを想定されているのか、人員としてはどれぐらいの規模なのかをお伺いしたいと思います。

○総務課長補佐（東 幸祐君） 補佐の東です。

係は今の財産管理係をそのまま1つと、施設環境係の2係で、人員は課長以下6名から7名を想定しています。財産係2名、施設係を3名程度です。まだ詰めはこれから進めますけど、施設はあくまでも維持管理ですね。あと、環境、今、政策推進課でやっています公害と、健康推進課でやっています廃棄物関係ですね。ばらばらにやっていますので、あと農林政策課でやっています野犬、犬関係ですね。その辺を一緒に合わせてやるというように思っております。施設係のほうですね。財産管理に関しましては、今までどおりです。昨日芹口議員がおっしゃいました入札に関しては総務課で、係でやるというふうに考えております。以上です。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

そうなりますと、現在の係長以上のポストで、係長が1増える、課長がまた増えるということですね。補佐を置く考えはないのかどうかですね。

○総務課長補佐（東 幸祐君） 東です。

補佐と1係を兼務という形を取りたいと思います。財産管理のほうをですね、補佐が兼務すると。施設係長は係長として新たに。あと再任用も考えております。人員が不足する場合には再任用で対応したいというふうには考えております。以上です。

○委員長（立山広滋君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第61号、高森町課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 次に、議案第62号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。

議案第62号について、担当係長より詳細についての説明を行います。よろしくお願いたします。

○総務係長（後藤一寛君） 総務課総務係長の後藤でございます。

議案第62号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

まず、これにつきましては、時間外の代休制度というのを導入するものでございます。時間外代休制度ということ自体が何なのかというお話ですが、これは時間外代休制度というのは、残業時間、要するに時間外ですね、時間外が月に60時間を超えた場合に、お金に代えて代休とどちらかを選べるという制度でございます。これは国とか県に習うものではございますけれども、職員の権利としての部分がありますので、今回上程させていただいたものでございます。

具体的にはですね、60時間までは100分の125、要するに1.25倍の時間外手当を支給します。60時間を超える部分からですね、100分の150、1.5倍の支給対象となります。しかしながら、これをですね、時間に代えることで、その超えた部分の時間の計算を、1日が7時間45分の計算でございますので、それに100分の25を掛けて、その時間を割り出す、その残業した時間をですね。そこに振り替えるという形になっております。ちなみに、過去3年間のうちの現状としまして、月60時間を超えて残業が請求されたケースはございませんので、申し添えておきます。

以上でございます。よろしくご決定のほど、お願いたします。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今度、条例化されましたけれども、一部今まで同じような併用をされていたね。要するに時間外手当をやらない代わりに、代休をとという時期があったと思うんですけども、今後は要するに月60時間を超えた部分については代休で対応するというのでしょうか。

○総務係長（後藤一寛君） いや、代休だけじゃないです。本人の選択肢があります。

○委員（後藤三治君） それと、今、現に60時間というのはないんでしょう。ありますか。去年のような災害があれば別でしょうが。

○総務係長（後藤一寛君） はい。現実的にはないですね。先ほど申しましたとおり、過去3年遡ってみましたが、そのケースはないです。一つは、出してない部分のあるところもありますので、だからそこあたりが問題ですね。

○総務課長補佐（東 幸祐君） 補佐の東です。

土日に関してはですね、代休扱いというふうな運用をとっております。今、組合

のほうでも、その残業に対するアンケートを取って、それを今集約しとる段階でございませう。それも含めて、また残業についてはいろいろありますので、検討して、正規といいますか、残業する場合はちゃんと支払うという考えはもっております。以上です。

○委員長（立山広滋君） はい。ほか。ありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口ですが、さっき言うた振替休日て。

○総務係長（後藤一寛君） 振休です。土日に関して。

○委員長（立山広滋君） ほか、ございませうか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第62号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 次に、議案第63号、高森町職員の就学部分休業条例の制定についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。

議案第63号、高森町職員の就学部分休業条例の制定についてを担当係長より説明させます。よろしくお願ひします。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤です。

議案第63号、高森町職員の就学部分休業条例の制定についてご説明申し上げます。

昨日、本会議場で課長のほうの説明しましたとおり、今、時代が多様化して、我々地方公務に携わる人間に求められるものがかなり複雑多様化してきております。ということ、結局、職員がいかに勉強して、その自分の引き出しを増やすかということにかかっているかと思ひますけれども、そういった部分をですね、就業部分、勉強できる機会を与えようというところで、その部分的な休業、例えば1日の午後からの大学とかに行つて勉強する部分を休業時間を与えようという

今回の条例の制定でございます。

具体的には、休業時間というのは1週間が今38時間45分でございますので、そのうち1週間で20時間までは休業できるようになっております。しかしながら、休業後の時間の給与は減額という形になります。これは減額は計算式がございまして、本俸の基礎額ですね、それと手当がありますけれども、そこを扶養手当とかを全部加えた上で、そこに12月分を掛けてまして、あとその勤務時間ですね、38時間45分、フルであれば38時間45分なんですが、38.75になりますけれども、その時間を掛けて52でまた掛けて算出した額になります。それが結局、最終的に減額の額になります。

これも先ほどと同様にですね、国・県から下りてものではございますけれども、実質的には果たしてどうかなという部分は多分でございます。しかしながら、これは職員の権利として上程する必要がございましたので、上程させていただきました。

ご検討のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

就学期間ですね、これは2年間ですかね。

○総務係長（後藤一寛君） 2年間です。

○委員（興柁壽一君） 教育施設の中には、大学まで入っていると思いますが、大学は4年間あるかと思いますが、超過する分についてはどうなるんですか。4年大学とか、そういった場合には。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。

4年大学とか、要するに中のですね、コマを受講するという形になります。そういうのを想定してある。この条例の中で、という訳です。例えば私たちでいいますと、法制執務という、この条例改正とかありますけれども、そういった法制執務のコマだったり、今、分権一括法とかありますので、その分権一括法のコマだったり、そういうのを受けるときに部分的にその講義を受けに行くための時間の取り方という形です。以上でございます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

基本的に、現実味がないんですよ。上がやるから権利としてやるというだけで、今、町のほうとしても、職員の研修はもう大いに出しているし、その研修ではない自分の得意分野を伸ばしたいという意味でもあるけど、それも今の休暇制度の中で対応すればできないことはないと思います。それ程長期間でなければ。

だから、実際はこれはないと思うけど、作らなければいけないということでしょう。

○総務係長（後藤一寛君）　そうです。

○委員（後藤三治君）　分かりました。

○総務課長補佐（東　幸祐君）　補佐の東です。

地方公務員法の26条の規定に準じるという形です。指導ではありませんけれども、そういう形は取ります。通信教育がやっぱり主になるとは思いますが、ですね。そういう形です。

○委員長（立山広滋君）　ほかにございませんか。

○委員（芹口誓彰君）　芹口ですが、これは給与を支給するということになりますが、勉強に行くための交通費とか、そういう分、それから給与の2分の1減額しなければならないということについては。

○総務課長補佐（東　幸祐君）　減額については、ちゃんと規定がありますので、それに則って減額します、時間単位で。交通費とかはそれは本人のもので、そういう希望でやっておりますので、それはもう本人という形になります。以上です。

○委員長（立山広滋君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君）　これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君）　これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第63号、高森町職員の就学部分休業条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君）　異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君）　次に、議案第64号、高森町職員の高齢者部分休業条例の制定についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長（岩下公治君）　総務課長、岩下です。

議案第64号につきまして、担当係長より説明をさせます。よろしくお願います。

○総務係長（後藤一寛君）　総務係、後藤でございます。

議案第64号、高森町職員の高齢者部分休業条例の制定につきましてご説明させていただきます。

これにつきましても、司法の多様化、そういったものに対応するためのものがございます。要するに、市町村職員が生活をしていく中で、地域と一体となっているという、そういう状況を見まして、要するに退職の5年前から、休んでいるようなボランティアだったり、そういったものに地域に順応していくための準備をしよう、そういう時間を与えようというのが今回のこの制度でございます。これは先ほどの就学部分の休業制度と同様にですね、やっぱり1週間で20時間まで、休業時間につきましては減額でございます。これはもう全く同じような計算式になっております。

これについては、今は休暇で対応しておりますので、年休とかがまだありますので、これにつきましてもなかなか取得率は上がらない可能性もありますけれども、国・県同様に制定するものでございます。

以上でございます。ご検討をよろしくお願いいたします。

- 委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
- 委員（芹口誓彰君） 高齢者部分の休業、これはボランティア、あくまでも地域活動ということで、これは家事労働については駄目ですね。
- 総務係長（後藤一寛君） ああ、そうですね。それはもうもちろん、やっぱりその限定はないです。
- 委員（芹口誓彰君） 地域活動ですね。
- 委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。
続いて討論を行います。討論はありますか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。
これから本案について採決します。議案第64号、高森町職員の高齢者部分休業条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。
-----○-----
- 委員長（立山広滋君） 次に、議案第65号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。
総務課の説明を求めます。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。

議案第65号について、担当係長より説明をさせます。よろしく申し上げます。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。

議案第65号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

まず、消防団員の現状を踏まえまして、火事場に出場できる団員を所有したいということでございます。それを機能別団員という名称を使いまして募集するものでございます。

今回の導入につきましては、山東部の後継者だったり、日中の常駐率が非常に極めて低いという現状がございますので、そこらへんを考えまして、今回提案するものでございます。

ちなみに、各地区の平均年齢を出してみましたので、草部南部地区の消防団員で平均年齢が40歳、草部北部地区の平均年齢が37歳、野尻地区の平均年齢が53歳、津留地区の平均年齢が46歳、尾下地区の平均年齢が38歳、河原地区の平均年齢が31歳となっております。

ちなみに、高森・色見地区がどうかということを考えますと、高森地区で33歳、色見地区が32歳でございます。この数字から、いかに山東部が高齢化率が進んでいるかということでございます。それと、例えば今後において、加入してくる者はいないのかというふうに考えた場合ですね、加入見込みのほうを見てみました。加入見込みは、今、過去10年の人口の減少率で考えてみました。草部地区が10年前と現在で77%になっております。23%の減少です。人口減少率。5年前から比較しますと88%になっております。12%の減少率です。野尻地区が、同じく10年前が79%。5年前は89%となっております。同じように、やっぱり高森地区が、高森地区は横ばいで97%の減少です。5年前も10年前もですね。色見地区は10年前は0.7%増えております。そして、5年前になったら96%ということになっております。

こういった状況からですね、先ほど申しました町内に日中いないということが大きなネックになっておりますので、要するに小型の河畔ポンプで3人いなくて水が出せない状況がございますので、その3人を確保できない状況もあります。そういったところで、今回このような条例を一部改正するわけです。

今回参加していただく人の年齢としましては、概ね70歳までというふうに見ております。年間手当としまして1万円、それと出勤手当関係につきましては、団員と同様に1回2,000円というところで計算をしようと思っております。OBが出てくることで、現状の団員に支障があるといけませんので、請求とか、お

金の面に関しては個人提出ということです。ただ分団長の確認だけはいただくと
いうことにしております。当然、現場は分団長の指揮に従っていただくという事
にしております。

したがいまして、式典や競技関係、退職金もございません。こちらから支給し
ます装備といたしましては、ヘルメットと法被の上、それと長靴を予定しており
ます。

以上がこの条例の改正の部分でございます。よろしくご検討をお願いいたしま
す。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今、差し替え分をいただきましたけど、まずこのまた差し替えをお願いしたい
と思います。これは条例になってない。提出議案になってないと思います。これ
は日付を入れてもらわなければならない。今、ご説明がありましたけれども、基
本的にはこの消防、火事等を第一要件としているということで、ヘルメットと法
被と長靴はいただけるということですが、募集方法としては、どういう呼びかけ
でされるのか、人数はどれぐらい考えておられるのか。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。

まず、募集の方法としましては、今月の24日にとりあえず駐在嘱託員の会議
がございます。その場でですね、一応地域のことで、駐在嘱託員のほうに
説明をいたしまして、あと19日に分団長の幹部会議もありますので、その席で
具体的に打ち合わせをやって、分団長、消防からの勧誘をさせていただこうとい
うふうに思っております。それはなぜかと申しますと、要するに誰がいて、誰が
いないという、地域の事情を消防団員は把握しておりますし、OBのことが分
かっていると思いますので、それが大きな理由の一つでございます。

それと、何人程度というお話ですが、これには当初、定員を設けようと話も当
然ございましたけれども、あとは地域の実情に合わせて、5人だったり、10人
だったり。要するに現場として機械が操作できる範囲でお願いしますと、その
地元の分団のほうにそれは任せるつもりでおります。

今の質問につきましては、以上でございます。

○委員長（立山広滋君） 総務課長。後藤委員のほうから指摘があったように、差し
替えの差し替えについては、事務局を通じてですね、事務手続きを行ってから、
また再度提出をお願いいたします。よろしいですか。

○委員（後藤三治君） はい、いいです。

○委員長（立山広滋君） ほかはございませんか。

- 委員（芹口誓彰君） 芹口ですが、これは公布の日から施行するというので、公布の日をだいたいいつ頃を予定。
- 総務係長（後藤一寛君） 目の前、最終日を予定しております。
- 委員（芹口誓彰君） 施行は、12月から施行。
- 総務係長（後藤一寛君） いや、施行はもう新年度です。消防年度だけ、5月1日になりますけど。
- 総務課長補佐（東 幸祐君） 施行はこういう形を取っておりますけれども、募集するのはですね、5月1日から辞令は出しますので、3月31日、4月1日もよかったんですけど、あくまでもこれは条例、公布の日からという形を取っております。5月1日の辞令に合わせて。
- 委員（芹口誓彰君） これはやっぱり4月1日から施行するのが本当だろうと思うのですが。
- 総務課長補佐（東 幸祐君） 本当は公布の日からだと思えますけどですね。募集といいますか、条例からすると公布の日から、若しくは日にちが決まっていれば、5月1日でもそれは構いませんから。
- 委員（興相壽一君） 今、草部北部でですね、自主防災の組織の立ち上げをしているところですが、その中で現役の消防団もおられる中で、自主防災の中に消防団員が入って防災関係をすればいいんですが、多分それでは現役の消防団だけでは手が足りないだろうということで、北部の場合には区長のほうに、今までの消防分団長の方をリストを上げて、その方をこういう自主防災の火事場というか、そういうときに対応していただくということで、現役の消防団員以外に、そういう組織をひとつ立ち上げる方向で、今準備をしるところですが、この年齢がですね、70歳となれば、75歳ぐらいまでいいんじゃないかというような気もするとばってんですね。どんなですか。
- 総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。
- これはですね、ここに至るまでに3回ほど、消防の幹部と会議を重ねました。将来像をどうやって描くかという話で、その中で一部にはそういう意見もありましたけれども、その70歳と75歳の違い、中にはかくしゃくとした方もいらっしゃるかと思いますけれども、火事場で動ける体力といたら、75歳というのは厳しいんじゃないかという意見が大多数を占めたというのが70歳という線を引いた部分のお答えになります。これはもう消防の地元の知っている方々の意見で、今回こうやって70歳の設定させていただいた。ただ75歳とおっしゃる部分もありましたので、概ねという部分で形を変えさせていただいております。70歳限定じゃなくて、概ねという、まあ2割増しですね、一般的には。2割増減

というところで見えております。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

山東部においては、まだ70歳から75歳で現役でですね、ばりばりやられとる方もかなりおられるとですよ。先ほど言いますように、自主防災の組織の中でそういう組織を立ち上げると、この分とまた地元ではまた違う組織になってくる可能性が出てくるものだけですね。二重にはできないかなという気がするんですね。

それと、機械の部分は操作できるんですか。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。

機械のほうは、もう忘れていらっしゃる部分もあろうかと思っておりますので、それは地元の消防団から、再度その方々に訓練というところでしてもらうようにはなっております。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。

今、興柁委員が言われましたようにですね、基本的にこの機能別団員というのは、地元にもいつもおる方でないと意味がないと思うんですよ。そういう意味からすると、要するに厳しい一番高いところで53歳とかいう地区もあるわけですから、その上の今回の条例に適した人を探すとすると、やはり70歳を過ぎた方もやっぱりその地域では必要かもしれんということで、どこにも年齢制限は条例で書いてないから、それはもう地域に任せて、活動ができる人であれば、やはり推していただくという方向でしていかないと、70歳以下の人がおられなかったら、誰もいないということもあり得るから。そういうふうにしていただきたいと思えます。

○総務課長補佐（東 幸祐君） 補佐の東です。

年齢については臨機応変に、見た目です。概ね70歳と書いてあるのは、高齢者の車の免許を取り上げるわけじゃないですけども、もうやめていいんじゃないですかとはなかなか言えない部分もあるので、それを含んだところもあります。条例には謳ってないから、本当見目で、元気がある人は、お願いしたいというふうを考えております。本当大変なのは分団長をされて、また平に戻られて、その人が平のままで終わればいいんですけども、もう一回分団長をしなければならぬところも出てきております。現状は厳しいです。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第65号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 次に、議案第66号、野尻総合センターの条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。

では、議案66号につきまして、担当係長により説明いたしますが、財産管理係長及び、それから地域係長から、野尻総合センターの実情は管理しておりますので、両係長から説明をさせます。まず、財産管理係長から説明させます。

○財産管理係長（田上浩尚君） 財産管理係、田上です。

野尻総合センターにつきましては、昭和54年に設置されておりますので、もう30年経過しております、かなり老朽化が進んでおります。そこで、地域の協議会等々とも協議を重ねておりましたですね、またアンケート等でも解体止むなしの意見の集約が3月1日ですかね、できておるところでございます。それに伴いまして、今後の解体等の対応方を考えておりました中で、高森光ネットワーク等の関連企業のほうから要望等もございまして、その部分を解体して借用したいという要望等もあっておりますので、その点を含みましてですね、考慮しましたところ、無償譲渡も適当ではないだろうかということ判断しております。それで、まずその様に持っていくには、行政財産のままでございますので、それを普通財産のほうにする必要がございます。その様に実施するためには野尻総合センターの条例を廃止する条例が必要となりますので、今回提案させていただいたところでございます。詳細については古澤係長の方から。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。

地域の実情等を地域係長が把握しておりますので、古澤係長から補足して説明させます。

○地域振興係長（古澤要介君） 地域振興係長をしております古澤と申します。

当野尻総合センターは、昭和54年に建設されまして、現在34年目を迎えます

す。事の発端は、平成24年4月20日に、津留1区駐在嘱託員より、屋根が雨漏りをしているので、地域の方のご意見を集約されてですね、要望書が出ております。私どもは本当に雨漏りをしているのかということの経過観察を行っております。昨年は雨の多い年でございましたけれども、4月30日から5月1日、雨漏りはありませんでした。7月12日災害発生の日におきまして、雨漏りはございませんでした。その後、10月20日、消防施設点検におきまして、2カ所の指摘がございました。管理会社によりますですね。その内容につきましては、自動火災報知設備、誘導灯、この2カ所が不良であると。その検査結果をそのまま広域消防本部に報告されておりますので、立入検査においても不備欠陥が指摘されて、改修するにはある程度予算が必要であると。利用状況はといいますと、年間で5日ということで、年間の維持経費がですね、諸々12万円から13万円となっております。この消防設備改修の決裁を町長に報告いたしましたところ、朋遊館も含め、管理運営に関する地元協議会を開催し、住民との話し合いをするようにという指示がございました。その命令を受けまして、12月10日、野尻総合センター、朋遊館の管理運営に関する地元協議会を立ち上げました。メンバーは地元の議員さんお二人、駐在員さん、民生委員さん、それから利用されているいろいろな獅子舞保存会であるとか、ヒメユリの里女性の会であるとか、それから地元のアマチュアバンドの方ですね、それから農業祭というイベントをされておりますけれども、その代表者とかですね、合計、総務課長、私、出張所の職員の3名、合わせて16名のメンバーで実施しております。その結果につきましては、この事については私どもも出席があった方々だけでは決断ができないから、各戸にアンケートを取れということで、記述式のアンケートを取っております。その結果につきましては、野尻総合センターにつきましては、解体止むなしが63.6%であったと思います。それから、もう地元で管理を任せたいというのもありました。地元運営が3%ですね。存続7.6%、競売1.5%、お任せします4.6%、分からない3.0%、無回答15.2%でございます。それを受けまして、この地元協議会の会長をそのメンバーの中の互選で、伊東義昭氏に会長をしていただいておりますけれども、その会長名におきまして、会議2回、アンケートプラスとしまして、平成25年3月6日に各戸配布でその結果をお知らせしております。野尻総合センターについては、解体止むなしですが、今まで使われてこられた諸団体や葬儀等が朋遊館でできるように、解体までに環境整備を整えていくということで、総務課長が住民の方とお約束をしております。敬老会とか、座敷でしてるから椅子でしたいという要望ですね。この様に写真を貼っておりますけれども、そういう形でしておりますし、獅子舞の道具とか、あるいは昔、野

尻活性化委員会が使っておられました駐在所の下のシャッターですけど、あれに収容できるという部分もあります。中にはですね、前、地域住民で体育祭をしておられたときの道具しか入っておりませんので、あと建設課が塩カリを入れていますがけれども、それぐらいですので、できれば獅子舞の台車とかも収納できますし、ということで一応こちらとしても予定しているつもりであります。そういうことで、解体費用が荒見積もりで480万円ほど出ておりましたので、この財源ができれば解体しますという町の方針は住民の方に伝えております。あと、もちろん解体した後の使い方で、グラウンドゴルフができるような状況にしてほしいとかいう要望もあってはいるんですけど、今後、会社の方との話でどうなるかは今からの事であると考えます。

補足説明を、私からはそれぐらいです。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

地元の要望に答えられて、あとまた光ネットワークさんが引き受けをされるということで、たいへん良かったと思いますけれども、町にはこういった老朽化した財産等がかなりあるかと思えますけれども、基本的に処分されるときには、どういう方法を執るのですか。例えば公売とか、そういうのも先に来るかと思うんですけども、今後はどのような方向でされるのか。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。

今後の町有財産関係の処分についてのお尋ねと思います。公売ができるという基本的なことができれば、当然、公売を行うということが町有財産処分については基本でございます。それが適正な価格ということの判断等もありますので、そういったことを考えながらやっていきたいと思えます。そういう基本方針は変わりません。ですが、実際その場所に応じてですね、それが実際においてそういうことができるかということもありますものですから、総合的に今までは検討してきたということです。ですので、今現在も保育園の跡地等々もあります。ですから、そのへんについてはもう検討課題として残っていきませんが、方針としてはできるだけ売却できるというのが基本であるというふうには思っております。以上です。

○委員長（立山広滋君） ほかにありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 私のほうから一つよろしいですかね。立山です。

昨日、地元議員の甲斐正一議員からですね、あそこは今でもトラクターなんかであそこを通らなければ行けない人がいるそうですので、そのへんのところは便

宜を図ってほしいとの、昨日話がありましたので。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。

今、委員長からのお話の件と、それから防火用水が中にあります。そういったものについては、これまでどおり問題ないように使えるようにというふうなことを念書で謳うか、またはいろいろ分筆するかということは、当然考えております。その要望は承っておりますので、それにお応えできる体制は整えたいと思います。

○委員長（立山広滋君） はい。分かりました。

○地域振興係長（古澤要介君） 補足します。古澤と申します。

田んぼに行かれる該当者は1名です。あとは回っていける状況にあります。持ち主は、横の米屋さんで、作っていらっしゃる方は森林組合の野尻勝秀さん。新たに管理する館か何かできるそうですが、その田んぼに行く経路は十分空けられるような図面と私は判断しました。センサーが今張ってありますので、その方についてのみ、行き来、出入りができるように対応するという方針であるということに政策推進課長からは聞いております。あとのことは分かりません。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第66号、野尻総合センターの条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、総務常任委員会を再開します。

議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。総務課の説明を求めます。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。お世話になります。

それでは、各担当係長から説明させますが、歳入のほうからですね。各担当係

長から説明をお願いします。

○財政係長（岩下 徹君） 順に説明させていただきたいと思います。財政係の岩下です。

まず、5ページをお開きください。

歳入の前の方ですね。5ページにつきましては債務負担行為の補正でございますけれども、これにつきましては財政係のほうで取りまとめを行いまして、予算に計上させていただきます。今回は政策推進課の案件ということもございますので、私からの説明は省略させていただきます。

次の6ページをお開き願います。

第3表地方債補正でございます。本町への配分が臨時財政対策債、これが配分といいますか、本町の額が確定しましたことに伴いまして、限度額を1億6,000万円から減額させていただいております。

次に、歳入に移りまして、9ページは飛ばしまして、10ページの一番上でございます。地域の元気臨時交付金ということで、2,237万5,000円計上させていただきました。これによりまして、本町分の元気臨時交付金の額が確定いたしました。トータルで1億5,456万6,000円ということになっております。本年度予算の中ですと、前のページの一番下に戻りますけれども、1億390万6,000円でございますが、前年度からの繰越事業の分がございます。それを合算しますと、トータルで先ほど言いました1億5,456万6,000円となります。

それともう1点は、この今回の2,237万6,000円につきましては、町長の提案説明でもございましたけれども、町道牧戸線の改良工事の分と、通学路の安全確保のための街路灯整備事業ということで最重要事業としてさせていただくことで計上させていただきました。また、最終的にこの1億5,456万6,000円の最終的な配分額というのは、また改めてですね、3月になろうかと思っておりますけれども、そこでご報告させていただきたいと考えております。

次のページの11ページでございますけれども、下から2つ目、16款の財産収入でございます。これは各基金関係の利子の額を1万3,000円増額させていただいております。

その次の繰入金につきましては、今回の補正によります財源といたしまして、財政調整基金からの繰入金を計上させていただいております。

○財産管理係長（田上浩尚君） 財産管理係、田上です。

12ページをお開きください。

12ページの雑入、諸収入の雑入ですけれども、この中で建物共済、色見総合

センター落雷分ということで15万円、建物共済、奥阿蘇キャンプ場落雷分ということで18万3,000円計上させていただいております。これは7月26日だったかと思えますけれども、落雷があつておりまして、色見総合センターについて配電盤等がやられましたので、その分の建物共済の補償等が入ってくるということでございます。奥阿蘇キャンプ場につきましては、給湯器等関係の方がやられておりますので、その分が上がってきておりますので、その分の計上でございます。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係、岩下です。

その下の21款町債につきましては、先ほど地方債の補正でも説明いたしました臨時財政対策債の額の確定によるものでございます。

○総務係長（後藤一寛君） 続きまして、総務課総務係、後藤でございます。

続きまして、歳出に移ります。13ページの一番上になります。

総務費、総務管理費の一般管理費になります。一般管理費の需用費の食糧費を町長等の出張等が重なりまして、食糧費が不足しておりますので、20万円ほど補正を組ませていただきます。以上でございます。

○財産管理係長（田上浩尚君） 財産管理係、田上です。

その下の財産管理費の中で、光熱水費と修繕料を70万と25万円計上させていただいております。光熱水費につきましては、電気料のほうは3月まで見越しますと、少し足りないようでございます。電気の使用量自体は、LED化等をしておりますので、落ちてきているんですけども、料金自体の方につきましては、10%程度のアップとなりましたが、支出の計算は十四、五パーセントぐらいに計算上なっているようです。その分を見越しまして70万円ほど、3月まで計算しますと不足するようでございますので、計上させていただきました。

修繕料につきましては、10月に来ました台風26号だったかと思えますけれども、そのとき役場の玄関のひさしの部分の一部が途中まで剥げました。それを見積もりを取ってみますと、その部分だけの修繕ではですね、鉄板等がもたないということで、ひさしの部分を3分の2程度、周りの部分を換えないと付けられないということでございますので、この分で25万円ほどかかる予定ですので、その分を計上させていただきました。

その次の高森総合センターの管理費で、同じく需用費の光熱水費50万円を計上させていただいておりますけれども、これにつきましても昨年のLED化によりまして、本来なら当初の予算程度でよかったかと思うんですけども、計算する上で前年度の10月から総合センターのほうには事務所のほうは2つ入っております。農業委員会と農林振興のほうは2つ入っておりましたので、その分を考

慮はして計算はしたんですけども、冬場の使用料と夏場の使用料との差等もございました関係で、年間を通して60万円程度不足するのではないかという計算のもとに、今回計上させていただきたいということでございます。以上でございます。

○**財政係長（岩下 徹君）** 最後に、19ページをお開き願います。

19ページの一番最後、第12款諸支出金でございます。これは各預金利子関係の分を積み立てるということで、財政調整基金と社会福祉振興基金につきまして増額させていただいております。以上でございます。

○**委員長（立山広滋君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○**委員長（立山広滋君）** これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○**委員長（立山広滋君）** これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（立山広滋君）** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務課に関連する付託案件については終了いたしました。

総務課の皆さん、お疲れ様でした。

-----○-----

○**委員長（立山広滋君）** 日程第3、ただいまから所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。閉会中の継続調査については、1. 行財政の運営に関する事項、2. 地域振興に関する事項、3. 町有財産の管理に関する事項、4. 町税に関する事項、5. 防災に関する事項、6. 地籍調査に関する事項、7. 商工の振興に関する事項、8. 観光の振興に関する事項、以上、8事項を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（立山広滋君）** 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで総務常任委員会を閉会します。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午後1時15分

平成 25 年第 4 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 25 年 12 月 16 日

高 森 町 議 会

平成25年第4回定例会文教厚生常任委員会記録

平成25年12月16日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） おはようございます。

日程第1、定足者数に達しますので、文教厚生常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第2、まず本委員会に付託されました健康推進課関連の議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。健康推進課の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長（村上源喜君） 健康推進課、村上です。

それぞれページごとに担当のほうから説明させます。よろしくお願いいたします。

○介護保険係長（馬原恵介君） おはようございます。介護保険係の馬原と申します。歳入の9ページをお願いいたします。

12款の分担金及び負担金であります。3目の民生費負担金です。老人福祉費負担金現年分50万円増になりました。これは湯の里荘の入所者負担金でございまして、入所者の方に昨年度、一時所得があった方がありまして、その方の一時所得に伴います施設入所者負担金の増に伴います町に対する歳入の増でござい

ます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

15款の県支出金です。3目の民生費補助金、6節の在宅老人福祉事業費補助金です。これは町のほうから老人会のほうに、老人クラブ活動助成事業を行っております。事業として補助金を交付しております。本年の50万円の補助事業の助成に対しまして50万3,000円ということで、県のほうから決定通知がまいりましたので、その分の3,000円の増額でござい

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

10ページ、4目の衛生費県補助金です。これは乳児家庭全戸訪問事業に対する補助金として県のほうから決定してまいりましたので、9万5,000円を歳入として上げております。以上です。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

12ページをお願いします。

諸収入の雑入の節雑入の分、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金として359万1,000円を計上しております。これにつきましては、昨年度、24年度の後期高齢者医療市町村療養給付費負担金として一般会計から9,967万563円負担しておりますが、24年度の療養に対する給付金の額が確定したことにより356万2,754円ほど、調査して負担していただいたということが判明しましたので、その分の償還するために計上させていただいております。以上です。

○**介護保険係長（馬原恵介君）** 続きます、歳出のほうにまいります。13ページをお願いいたします。

3款の民生費になります。4目の老人福祉費です。これは先ほど説明いたしました歳入に伴います財源の組み換えでございます。5目の介護保険事業になります。28節繰出金32万4,000円、これは特別会計のですね、総務に対しましては一般会計のほうから事務費等の町負担分ということで繰出金になります。内容といたしまして、使用料及び賃借料が7万2,000円、役務費が20万2,000円となっております。詳細につきましては、特別会計のときに併せて説明させていただきます。

○**健康推進係長（野中裕美子君）** 健康推進係、野中です。

15ページです。

衛生費、保健衛生費の5目母子保健費です。歳入の9万5,000円に対しまして、従前の事業に対して7万円ほど充てておりますので、一般財源の減となりまして、その活動費として燃料費2万5,000円を充てております。以上です。

○**委員長（後藤三治君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○**委員長（後藤三治君）** ないようでございますが、一つだけちょっとお尋ねします。

ページ、10ページの乳児家庭全戸訪問ということで、予算が確定したということですが、この状況をちょっと報告していただきたいと思いますが。

○**健康推進係長（野中裕美子君）** 健康推進係、野中です。

乳児家庭全戸訪問事業というのは、福祉のほうに充てられています事業で、児童虐待防止の目的で行われている事業です。町では保健師のほうから従来、乳児訪問をやっておりますので、その事業としては実施しておりましたが、今回新たに福祉の事業として予算を計上されたというところで、実質活動費のほうをうちにもらって計上したところなんです。

○**委員長（後藤三治君）** 実際の活動は、福祉のほうが行っているわけ。

○健康推進係長（野中裕美子君） いいえ。事業としては福祉のほうにあるんですけども、実際は保健師の方で。母子保険事業とともにやっております。

○委員長（後藤三治君） 対象者はほとんどもう一回まわったということですか。

○健康推進係長（野中裕美子君） そうです。はい。

○委員長（後藤三治君） はい。ありがとうございます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 討論なしということでございますので、これから本案について採決します。議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。説明させていただきます。

6ページの歳出について説明いたします。

諸支出金の償還金及び還付加算金の3一般被保険者償還金の23節の償還金、利子及び割引料つきまして2,199万7,000円の歳出を計上しております。これは先ほど一般会計で説明しました逆で、平成24年度の国民健康保険療養給付費等負担金につきまして、昨年度、今度はうちのほうが交付金として2億1,845万6,061円交付金としていただいておりますが、24年度分の給付費の額が確定がありまして、2,199万7,124円超過して交付してあったのを、今回還付するために計上しております。ちなみに、これにつきましては、予備費から調整することにしておりまして、歳出額の総額については変更はありません。以上です。

○委員長（後藤三治君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 続いて討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） これから本案について採決します。議案第71号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤三治君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長(高崎康誌君) 健康保険係、高崎です。説明させていただきます。

予算書の6ページをお願いします。

歳出の後期高齢者医療広域連合納付金として67万7,000円増額させていただいております。これにつきましては、当初、熊本県後期高齢広域連合会から、当初予算として3,161万9,000円が高森町の負担金分として提示してありましたが、昨年度の療養給付費等の精算額が確定しましたもので、改めて熊本県内の市町村の負担金が計算し直されたところ、差が3,229万5,745円となりまして、67万6,745円不足するということになりまして、この分について増額補正しております。ちなみに、これにつきましても予備費から調整するようしておりますので、歳出額についての増減はありません。以上です。

○委員長(後藤三治君) はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤三治君) 続いて討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤三治君) これから本案について採決します。議案第72号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤三治君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第73号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長(馬原恵介君) 介護保険係の馬原でございます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。まず、歳入のほうからでございます。

3 款の国庫支出金、1 目の介護給付費負担金になります。これは25年度の負担金につきまして予算要求しておりましたところ、決定額がなりまして、その予算額と決定額の差のマイナスの補正でございます。795万3,000円のマイナスです。

4 款の支払基金交付金になります。1 目の介護給付費交付金ですね。これも支払基金のほうに交付金を申請いたしまして、予算額に対しまして決定額の増えているということで、1,230万7,000円の増額でございます。2 目の地域支援事業交付金になります。これにつきましても同様に、マイナス49万8,000円の補正でございます。

それから、5 款の県支出金、1 目の介護保険給付費です。これも同様に決定額のほうが予算額を下回っておりますので、348万5,000円のマイナス補正でございます。

それから、6 款の繰入金です。4 目のその他一般会計繰入金ということで、これは先ほど一般会計のほうでご説明申し上げました32万4,000円の事務費等の繰入金でございます。

続きまして、7 ページになります。歳出のほうに入っております。

1 款総務費ですね。1 目の一般管理費、14 節使用料及び賃借料になります。介護保険適正化事業電送使用料ということで、今、町のほうと国保連合会のほうを電送でデータのやり取りをしております。一応、昨年の欄で予算を計上しておりましたんですが、今年度ですね、ちょっと若干不足する月が出てまいりまして、これについては今現在、総務課を通じてですね、その原因については調査をいただいているところで、NTTに対しまして。今までは金額的にそう高くなかったものですから、使った分に対しての使用料ということでお支払いを申し上げてたんですけど、今後はですね、定額制ということで、どれだけ使っても一定額を支払うというのが安いんじゃないかということで、その分も含めまして検討をしているところで、とにかく、今年度分につきましてはですね、不足が生じておりますので、7万2,000円増額させていただいております。

続きまして、3 項の介護認定審査会費、1 目の介護認定調査等費になります。12 節役務費になります。これは主治医意見書作成料ということで、この主治医意見書作成料につきましては、介護認定をする場合ですね、主治医のほうから意見書というのを作成していただいております。この作成料につきましては、一応国保連合会のほうが立て替え払いということで、国保連合会が各医療機関のほうにお支払いします。その分について、その請求があるということで、今年度、若干、介護認定申請が増えている傾向もございまして、その分で不足が生じそうと

いうことで、15件×4,200円の4月分です。25万2,000円の増額でございます。

続きまして、2款につきましては、財源の組み換えになりますので説明は割愛させていただきます。

続きまして、9ページになります。

5款の地域支援事業費ですね。2項の包括的支援事業費、1目の包括的支援等事業費になります。これはですね、現在、県の補助事業を利用いたしまして、介護支援サポーターの養成講座を行っております、当初15名ですね、定員ということで予算を組んでおりましたんですが、それに対しまして応募が多かった関係ですね、予算の不足が生じそうだとということで、一応旅費と役務費につきまして増額。報償費につきましてはですね、講師謝礼ということで組んでおりましたんですが、これは一部職員を利用したりとか、公費的な部分で利用します関係で報酬費が発生しない部分もありますので、その事業につきましての6万円の減ということで、これは組み換えということにさせていただきます。

それから、8款の予備費につきましては、増額になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（後藤三治君） はい。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（三森義高君） 9番、三森でございますが、歳出の中で一般管理費の使用料及び貸借料の金額の中で、介護保険適正化事業の電送使用料、これについて調査しているということでございますので、結果についてご報告を後でいただきたいと思っております。以上です。

○介護保険係長（馬原恵介君） 分かりました。

○委員長（後藤三治君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 続いて討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） これから本案について採決します。議案第73号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で健康推進課に関連する付託案件については終了いたしました。

健康推進課の皆さん、お疲れでございました。お世話になりました。

-----○-----
休憩 午前10時20分
再開 午前10時30分
-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、本委員会に付託されました教育委員会関連の議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

教育委員会の説明を求めます。よろしくをお願いします。

○教育委員会事務局次長（阿部恭二君） おはようございます。教育委員会事務局次長の阿部です。

予算につきましてはですね、担当のほうからご説明させていただきます。よろしくをお願いします。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 学校教育係の岩下です。よろしくをお願いします。

まず、歳入のほうからご説明申し上げます。9ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項の国庫補助金、それから9目の教育費国庫補助金についてです。1節幼稚園就園奨励費補助金4万円の追加内定をいただきまして、合計の64万円で内定をいただいております。2節のへき地児童生徒援助費補助金、遠距離通学費補助金が10万2,000円の減額で内定をいただいているところです。それと、併せてスクールバスの購入費補助金を400万円の5台ということで、その2分の1で申請を出しているところです。

次は、11ページになります。

15款の県支出金、3項の県委託金、9目の教育費県委託金についてです。1節の地域改善対策奨学資金返還事務費交付金が9,000円の減です。

次は歳出になります。17ページです。

9款の教育費、1項教育総務費の中の2目事務局費、11節の消耗品費なんですけれども、明けて1月16日に小・中学校の合同研究発表会を行いますけれども、それに係るいろいろな消耗品ですね、一応どういったものがあるかを積み上げてまして、豚汁とかをですね、お昼に接待しようということで、350から400食を用意したいということで、そういった経費とか、あとですね、ステージに花を飾ったりとか、また印刷費関係ですね、インクとかをいろいろ積み上げてまして、一応6万円計上しております。よろしくをお願いします。

それから、燃料費ですけれども、公用車の燃料代と、それから今度の合同研究発表会のときがですね、体育館、それとまた研究事業のほうはオープンスペースを使いますので、そういうときの燃料代も合わせて4万6,000円を計上しております。

それから、18節の備品購入費、スクールバス14人乗りを5台ですね、購入予定で2,000万円計上しております。よろしく申し上げます。

次の9款教育費、小学校費の中の学校管理費、需用費、修繕料ですが、これは高森中央小学校低学年棟の建具の修繕を行うということで計上させていただいております。

次に、学校施設管理費の需用費の中の修繕料ですが、これが今、残が1万円ほどしかありませんので、冬場の対応ですね、10万円計上させていただきました。

18ページになります。

9款教育費、3の中学校費の中の学校施設管理費の中で、役務費で20万円、高森中学校体育館LANケーブル設置手数料で上げておりますが、これが研究発表会でですね、体育館を使いますけれども、ここで企業が20社ほど、電子黒板とかを展示したり、またステージでパネルディスカッションとかを行います関係ですね、今、引き込みがうちが一つもないために、発表会用でLAN回線を設置したいと考えておりますので、その経費になります。

それから、9款教育費、4項幼稚園費の中の教育振興費、負担金で幼稚園就園奨励費補助を上げておりますが、これにつきましては子ども手当ができたことによりまして、税の扶養控除が変更になりまして、収入は変わらないのに扶養控除がなくなったことにつきまして、国のほうも算定方法を変更しておりますので、町のほうでも見直しまして、以前と収入が変わらない状況にありますから、以前とあまり変わらないように見直しを行いました。6月に所得が確定したことにより試算は行いましたが、途中入園とかも見込まれますことから、できる限りはつきりした金額が出てこないということで、今回の補正に計上させていただいたところです。

私のほうからは以上です。よろしく申し上げます。

○社会教育係長（佐伯 実君） 社会教育係の佐伯でございます。どうぞよろしく申し上げます。

同じく18ページをお開きください。

6項の社会教育費でございます。5目の社会教育施設費、節の、今回は需用費と委託料の補正をさせていただきました。まず、11節の需用費でございます。15万1,000円の修繕料を組ませてもらいました。これにつきましては、色見総合センターの火災報知器が4月の落雷によりまして、火災報知器が壊れたことによる交換ということでございますが、これは町のほうで保険を掛けておりますので、総務課のほうで歳入のほうは組ませていただいておりますが、全額この保

険のほうで補うということで、支出だけをですね、15万1,000円組ませていただくものでございます。

続きまして、13節の委託料でございます。草部生涯学習センター、旧草部中学校体育館はですね、地元の方からのお話もありましたが、我々、阿部次長のほうとですね、出向きまして、実際雨漏りの状況を確認しましたところ、十数カ所以上の雨漏りがございまして、現在、いろいろなマットを敷いて対応されておりますが、特に体育館の板の部分がもう白く変色して、これ以上雨漏りがひどくなれば、下の板まで換える必要がございまして、相当費用がかかるということで、今回屋根の修繕、防水工事ということで、設計委託料を62万円組ませていただくものでございます。以上でございます。

○委員長（後藤三治君） 以上で説明が終わりましたが、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（三森義高君） 9番、三森ですが、今の社会教育施設の中で説明いただきましたが、草部生涯学習センターの防水工事費委託料、これの雨漏りあたりは、当初でできなかったのかな。前から分かっただろうと思うとたいね。今年になって、ぼんと出てきたものじゃなかろうと思うとよ。

○社会教育係長（佐伯 実君） 佐伯です。

この雨漏りにつきましては、地元のほうからですね、今まで雨漏りはあったけど、地元で対応していたということで、今年の9月でしたか、地元のほうから電話がありまして、実はもうこうなるとということで、次長が先ほど言いましたが、調査しましたところですね、十数カ所以上の雨漏りがございます。原因としましてはですね、スレートがもう二十数年経っておりまして、ひび割れ、いろいろがございまして、それから雨漏りをしている現状で、我々のほうで、本来なら施設を回りながらですね、早急に当初予算に上げるべきというふうでございましたが、今回はですね、そういったものができなかったということと、地元のほうからですね、どうにか今回できんかどうかというお話でございましたので、たいへん申し訳ございませんが、今回の補正をですね、お願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○委員（三森義高君） はい。分かりましたが、スレートの場合はね、ヒビが入ると非常にもろいとたい。やっぱり地元がしてもらおうとはええが、事故等があったときにはどうするのかね。教育施設あたりは、慎重にやっぱりしていただかんと、なぜ私が言うたかということ、そういう部分があるものだけんね。特にやっぱりその点は注意してやっていただきたいと思うんです。よろしく願いします。

○社会教育係長（佐伯 実君） 分かりました。

○委員（甲斐正一君） 甲斐ですが、この度は本当にスクールバスも5台購入ということで、有難いというふうに思っております。ある程度、コース配置なんかは決まってるわけですか。

○教育委員会事務局次長（阿部恭二君） 事務局次長の阿部です。

運行事業につきましてははですね、詳しく説明したいと思っておりますのでよろしいですか。資料をご覧ください。

スクールバス事業の運行事業につきましてははですね、もうご承知と思っておりますけど、スクールバス運行事業について詳しく説明したいと思っております。スクールバス事業の現状ということで、1ページを開けてもらいますと書いてありますが、平成25年度の事業費等を書いております。事業費といたしまして4,283万7,000円、現在の全面委託分と運転業務等委託分、それから上記以外の校外学習等がありますので、その分が200万円、両方を計算しますと4,483万円を平成25年度で一応計上しています。

それから、次の2番ですけど、スクールバス利用児童生徒の推移ということで、今年度を含めまして、向こう5カ年間の生徒数の推移を書いております。東中学校19名、東小学校36名、26年度からは56名、52名、53名、50名ということで推移になっております。

それから、スクールバス路線の利用別児童生徒の推移ということで、現在の6線のですね、路線ごとの人数を書いております。平成25年度につきましては、6路線、河原線、草部北部線、津留線、三郎の辻線、水湛水・芹口線、栃原線と徒歩ということで、現在ですね、6路線の運行を行っております。それで、26年度から向こう5ヶ年間ということで、平成30年までの児童・生徒の推移を書いておりますけど、一番多いところで河原線の14名ということになっております。河原線でいいますと、14から13、12、10、9ということになっております。最高で14名ということになっておりますので、今回スクールバス14人乗りの車に対応するというところで検討をいたしまして決定をいたしております。東中学校区の検討事項ということで、現在6路線あったんですけど、平成26年度からですね、バス路線を5路線に変更をしたいというふうに考えております。草部南部線を1便減らすということになります。これにつきましてははですね、後ほど路線図によりご説明をさせていただきます。

それから、児童生徒の希望に応じたスクールバスの購入ということで今回の補正予算で計上いたしております。スクールバス14人乗りの5台分、購入価格といたしまして400万円の5台分で2,000万円、運転及び車両管理業者のみを委託する予定でございます。

それから、現在、東中学校に4台のスクールバスがありますが、今回ですね、平成26年度からはですね、3台を下の高森中学校区のほうに下ろしまして、運行をしたいというふうに考えております。運転業務委託については今年度また契約を行います。高森東保育園の送迎の併用ということで一応検討いたしました、保育園の場合ですね、添乗等がありますので、現時点ではスクールバスの運行を行いたいというふうに考えております。保育園関係につきましてはですね、来年度協議を行うことにしております。

それから、高森中学校校区につきましてはですね、以前のおり、4路線で運行を続けてまいりたいというふうに考えております。バスにつきましては、先ほども言いましたように、東校区の3台分と、1台をですね、貸切バスを借りて計4台で運行したいというふうに考えております。

それから、3枚目になると思いますが、路線図のほうを見ていただきたいと思います。平成25年度のスクールバスの路線図ということで、これは現状ですね、運行している路線を書いております。河原線の14名、草部北部線が6名、津留線が7名、三郎の辻線が16名、それから水湛・芹口線が6名、栃原線3名ということで、平成25年度についてはですね、この路線図に基づいて運行いたしております。

次のページを開けていただきたいと思います。

平成26年度のスクールバス路線図の案ということで書いておりますが、河原、草部北部、それから津留線については変更はありません。草部南部路線について説明したいと思います。平成25年では3路線ありましたが、平成26年度、来年からはですね、2路線に変更をしたいと思っております。平成25年度と比較していただくと分かると思いますが、平成25年度ではですね、水湛・芹口線と古畑で6名の生徒でありましたが、平成26年度においてはですね、水湛・芹口線がゼロになりました。ということで、古畑の4名と三郎の辻7名を1路線ということで考えております。

それから、栃原・岩神線は3人に運行しておりましたが、平成26年度が栃原ゼロ、岩神2名、社倉7名、大切畑2名ということで、計11名を1路線としてですね、運行をしたいというふうに考えております。毎年、子どもの数は変わりますので、地区が変わりますので、変わった時点ですね、毎年度、路線については変更をしていきたいというふうに考えております。児童・生徒の推移を見ますと、今からですね、草部南部については2路線で十分対応できるという考えがありますので、そういうことで2路線ということで考えております。

それから、河原線がですね、14名が一番多いんですけど、小学生の場合がで

すね、結構多うございます。小学生の場合がですね、カウント数が3名で、大人2名ということにてカウントしますので、十分対応できるということで考えております。以上です。

○委員（甲斐正一君） たいへん、説明は分かりました。ありがとうございます。

スクールバスも4WDということですね、皆さん親御さんたちは安心して通学できるというふうに、私も思っております。本当にありがとうございます。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

○委員（立山広滋君） 立山です。

今もこの間も、阿部次長のほうから、スクールバスについてご説明がありましたけれども、25年度予算で事業費が約4,300万円弱、それに今説明があった200万円プラスで四千四、五百万円になるという話ですけれども、来年度2,000万円、400万円の5台ですね、それを購入した場合ですね、この内訳、前年委託分と運転業務等委託分ということで3,500万円弱、800万円ちょっとありますけれども、概算で来年度は金額的には計算されていますか。

○教育委員会事務局次長（阿部恭二君） 事務局次長の阿部ですけど、一応ですね、概算事業ということで、計算はしているんですけど、平成25年度までの委託契約分がですね、かなり競争されて、かなり低い金額で設定されていますので、平成26年からについてはですね、その分についてはもう少し考えて、単価等についてもですね、見直しを行って契約をしたいというふうに考えておりますので、現段階でですね、平成25年度には約4,500万円ありましたが、次年度、平成26年からについてはですね、試算はしておりませんが、3,000万円前後にはなるんじゃないかなというふうには考えております。

○委員長（後藤三治君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） ないようでございますが、私のほうからですね、2点ほど、お伺いしたいと思います。歳入のほうでですね、9ページ、遠距離通学費補助金が10万2,000円カットという理由の説明と、それからですね、もう一つは、社会教育施設のほうで、草部生涯学習センターの防水工事が上げられておりますが、これは中学校費になると思うんですけど、高森中学校の体育館ですね、1月16日に大きなイベントをされるわけですが、この前、教育長ともお話したんですけども、電灯の切れがいくつか見られたものですから、今回の補正の中で修繕費等が上がってるかなあと思ってたんですけど、既存の修繕費で対応できるのかと、その2点だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 学校教育係の岩下です。

遠距離通学費補助金については、昨年から震災関係の項目が増えております関係で、そちらのほうに上がっているかと思われま

○社会教育係長（佐伯 実君） 社会教育課の佐伯でございます。

ご指摘のとおりですね、高森中学校の体育館の電灯がですね、数カ所切れております。これは現予算で対応して、早速ですね、取替えを行いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○教育委員会事務局次長（阿部恭二君） 事務局次長の阿部ですけど、高森中学校の体育館につきましてはですね、1月16日研究発表会がありますが、その前にですね、LEDの電球に一応換える予定がございますので、体育館の照明、体育館のアリーナだけになります。体育館については全面ですね、LEDの電球に換える予定でございます。

○委員長（後藤三治君） よろしく願いしたいと思います。ほかに。

○委員（宇藤康博君） 関連して、先ほどの体育館のことです。先ほどの件もありますけど、この間、古庄校長先生がですね、暗幕をちょっと見られてから、かなり破れとったんですよ。あれもぜひ、よかったならですね、足るならば。買ったほうがいいんじゃないのかなと、ちょっと見苦しかったですね、かなり。そのへんはどう考えられますか。

○教育委員会事務局次長（阿部恭二君） 暗幕等についてですね、学校からの要望あたりは、予算に上がってきてませんので、今のやつをどうにかとりあえず16日にはですね、予算の範囲内で修繕したいと思います。

○委員長（後藤三治君） 今の件については期限もありますので、今から予算を付けていうのはなかなか難しいと思いますが、応急的にされることも必要と思いますが、今回やはり学校施設ですので、そういうところはやはり計画をもってですね、予算計上していただくようお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 続いて討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） これから本案について採決します。議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育委員会に関連する付託案件については終了いたしました。

教育委員会の皆さん、お疲れ様でした。

この後ですね、教育長のほうから1月16日の、先ほど言われております発表会の内容について説明をしたいということでございますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、本委員会に付託されました住民福祉課関連の議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題にします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（橋本和則君） おはようございます。住民福祉課長の橋本です。

それでは、順を追って補正予算の説明をいたします。

○福祉係長（岩下雅広君） おはようございます。

それでは、一般会計の歳入予算のほうからいきたいと思います。10ページをお願いいたします。

15の県支出金、第1項の県補助金、第3目の民生費県補助金ですけれども、11節の児童虐待防止体制強化事業補助金13万9,000円を計上しております。この中身につきましてはですね、今まで健康推進系のほうで乳児家庭全戸訪問というのを実施されておまして、この乳児家庭全戸訪問に対しましてですね、県のほうに事業開始届というのを出したことによってですね、使えるようになった事業でございます。補助率は10分の10でございますね、内容的には乳児家庭全戸訪問の実施にあたりまして、必要な備品を整備することができるということで、事業の目的はされております。また後ほど、歳出のほうで、この詳細な内容については説明したいと思います。

続きまして、12節の木とともに育つ環境整備事業補助金44万円です。こちらは町立保育園に木製の机と椅子を購入する事業の補助金でございます。これにつきましても、詳細は歳出のほうでまた説明させていただきます。

続きまして、13節子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業補助金350万円となっております。こちらは子ども・子育て新法の設立に伴いまして、国の安心子ども基金をもとに県が補助する事業でございます。こちらのほうも歳出のほうで詳細については説明させていただきたいと思います。

福祉係の歳入のほうは以上です。

続きまして、歳出予算のほうにいきたいと思います。13ページをお開きください。

歳出予算、3款民生費、第1項の社会福祉費の第2目障害福祉費の23節の償還金、利子及び割引料ですけれども、こちらは820万6,000円、こちらは国庫・県補助金の返還金となっております。内容的にはですね、障害児の通所給付費負担金、県費と国費ですけれども、県費のほうで2万6,507円、国費のほうで5万3,013円の返還金が生じております。こちらの障害児通所給付費等負担金といいますのは、障害児の方が施設に通所される場合ですね、その使用料につきまして、その方の所得の割合に応じて負担金を取っておりますが、その負担金以外の部分につきまして、国が2分の1、県が4分の1を補助する事業でございます。その分の返還金が生じております。

続きまして、障害者の自立支援医療の県費と国費の負担金の返還があります。国費のほうで38万4,666円、県費のほうで19万2,333円です。こちらは更生医療のですね、県と国の負担分の返還金となっております。

続きまして、同じく障害者自立支援給付費等負担金といたしまして、こちらはですね、障害福祉サービスのですね、こちらは障害者の自立支援法の制定によりまして、障害福祉施設の利用とかですね、障害福祉サービスにつきましては国が2分の1、県が4分の1の補助をする事業でありまして、その返還金が生じております。こちらのほうは額が大きくなりまして、国費のほうで503万2,595円、県費のほうで251万6,299円となっております。こちらのほうはですね、所得区分に応じて、その自己負担額が決まりまして、その施設利用とかサービスの利用によりましてですね、見込みがなかなか出ないのが現状でございます。その分の返還金が生じております。

続きまして、14ページをお開きください。

第3款第2項第1目の児童福祉総務費ですけれども、第1節の報酬、こちらがですね、今、子育て支援員さんを採用しておりますけれども、当初予算の編成のときはですね、非常勤職員ということで雇用する予定だったんですけれども、実際は任期付き職員で雇用されておりますので、その分の報酬と、続きまして4節の共済費ですね、この分が不用となりますので、減額をしております。

続きまして、13節の委託料ですけれども、子ども・子育て支援に係る住民意向調査業務委託料ということで20万4,750円のマイナスになっております。こちらはですね、当初予算編成時に住民意向調査の委託料を計上させていただいておりまして、実際、業者さんを選定いたしまして、見積入札をいたしましたところ、これだけの減額をできるようになりましたので減額をしております。

同じく13節の子ども・子育て支援制度システム改修業務委託料ということですけれども、こちらはですね、子ども・子育て新法の設立によりまして、現在の保育料システムを改修するような形になりまして、その委託料が281万4,000円かかるということで、予算を計上させていただいております。

続きまして、14節の使用料及び賃借料ですけれども、こちらは子ども・子育て支援事業拠点施設賃借料ということで、現在の町内ですね、空き店舗ですかね、店舗を一部改修いたしまして、平成27年度に設立予定の子ども・子育て支援センターの業務の試行ということでやらせていただきたいと思いますと思っております、この施設を借りるための予算を計上させていただいております。1カ月当たり5万円を1月から3月までの3カ月分ということで15万円を計上させていただいております。

続きまして、15節の工事請負費、こちらも先ほど言いました子ども・子育て支援施設整備に係る改修費といたしまして、先ほどの空き店舗をですね、一部改修する費用を計上させていただいております。85万円ということで計上しております。

続きまして、18節の備品購入費、こちらの電動アシストの自転車と乳幼児デジタル体重計につきましては、先ほど歳入のときに説明いたしました児童虐待防止体制強化事業補助金で購入する備品でございます。こちらの事業につきましては、25年度までということで、26年度からはもう打ち切りということで国の方針が決まっております。最初で最後の補助事業となります。

続きまして、同じページの第4目の児童福祉施設費ですけれども、23節の償還金、利子及び割引料です。こちらにつきましては、平成24年度の保育料、保育所運営費、国費の負担金の返還金が生じております。毎月、私立保育園の高森保育園のほうに運営費を補助しておりますけれども、その運営費につきましては、中途入所とかそういうの見込んで一応算出しております。その結果、見込みよりも中途入所者が少なかったということで返還金が生じております。

続きまして、第5目の色見保育園費の18節備品購入費ですけれども、こちらも先ほど歳入のときに説明いたしました木とともに育つ環境整備事業補助金で導入する木製机と木製の椅子の分の購入費でございます。こちらにつきましては、色見保育園のほうで木製机6台、椅子を24脚ということで、4人掛けのセットを6台ということで購入する予定です。あと、6目の高森東保育園費のほうで、木製机5台、椅子を20脚ということで購入する予定です。こちらの補助率につきましては、1人につき2万円を超える場合は1万円の県の補助金がありますので、合計、椅子の数でいきますと44人分ですので、44万円の補助を受けるこ

とになります。

福祉係については以上です。

○住民福祉課長（橋本和則君） 以上が今回の補正計上経緯です。よろしくお願いたします。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（三森義高君） 一つお尋ねいたします。

9番三森ですが、色見保育園と高森東保育園の机と椅子、これですが、さっきもちょっと関係することじゃなかったんですが、同じようなもので、今の時期たいね、当初という形はできなかつたのか。今度、色見保育園あたりは家の改修もしますし、そこらあたりも考えてのことだろうか。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係の岩下です。

この予算につきましては、色見保育園及び高森東保育園のですね、当初予算のほうでそれぞれ、色見保育園のほうは確か机と椅子のセットだったんですけども、東保育園のほうは机のみの予算が計上してありました、備品購入費によってですね。今回、その購入伺を保育園のほうから上げれたときに、色見保育園は特にですね、今度、木造の新園舎を建設するという予定がありまして、決裁を待つ段階でですね、施設のほうを木造にするならば、机と椅子のほうも木製で何か事業があるんじゃないだろうかということで、県のほうに問い合わせましたところですね、この木とともに育つ環境整備事業というのがありましたので、こちらのほうで要望させていただきまして、先日、11月初めのほうに事業承認を得ましてですね、予算を計上するに至りました。

○委員（三森義高君） 色見の場合は分かるが、東保育園も同時に購入したほうが良いということだろうか。結局は、今の時期にという部分で質問しているのです。それだけん、絡ませてしてもいいたいね。要するにせつかくするなら一緒にね、やるほうが単価的にも安くなる可能性もあるし、ならば先ほど言うように、当初で組むほうがね、一緒にするほうがええっちゃないかなと。途中でね、補正まで組んでするよりも、家も新しくなっていくし、それに併せた形でやっていくほうが予算的にも一番よかつたっじゃなからうかというふうな考えですが、そのの違い。

○住民福祉課長（橋本和則君） 課長の橋本です。

今、議員さんのおっしゃられるとおりですけど、予定がですね、当初予算で組むべきですけど、当初予算ではある程度、両方から机と椅子の両園からですね、要望が上がっておりましたが、年度途中でこういった補助があるということで模

索して、県のほうに問い合わせたので、この材木を使った補助事業があるということで、補助の申請をいたしまして、その採択がですね、定かではありませんでしたので、今回のような採択を受けてからのちょっと予算要求ということですね、補正予算計上になった経緯は補助事業の結果待ちというところも一つはあります。実際足りないのはですね、保育園のほうから当初から要望はあっておりましたが、先ほど係長が申しましたように、材木を使った机と椅子がいいんじゃないかということで、その補助の要望の段階で採択されるかどうかの結果待ちがありましたので、補正の計上というような経緯です。

○委員（三森義高君） できることならばな、備品関係での、壊れたとか云々ならね、別として、新しく入れるときには、なるだけならば当初で入れてもらうほうが、数字的にもいろいろな中で把握がしやすいと。補正でいろいろやっていくと、何となく当初はね、何なのかと形になってきます、そこらあたりのやり方がな、一応気になりましたのでお尋ねしました。

○委員長（後藤三治君） ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 私のほうから、後藤です。

今の関連なんですが、今回補正が上がったということで、説明の中では当初で東保育園に要望があったということになりますと、それと別にこの分を購入することになると、相当金額的には机・椅子の購入は増えるのかなというふうに感じるんですが、当初に上がってたんですか。

○住民福祉課長（橋本和則君） じゃなくてですね、既製品のほうは単価的には安いんです。木材で作るのが単価的にはちょっと高くなるんですよ。ですから、補助を使ったらですね、品物がいいといいますか、立派な品物になりますので、その分がちょっと上乘せ的金額で増額補正予算を計上させていただきました。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

この色見と東と、机で6台と5台、椅子で24脚と20脚、金額的には変わらんとたいね。1万5,000円ぐらいしか変わらんど。机が1台減って、椅子が4脚減っているのに、予算的には1万5,000円しか変わらん。単価で、机が違うとかたい。椅子も違うとかたい。

○住民福祉課長（橋本和則君） 単価は一緒ですね。机が4万円の6台。

○委員長（後藤三治君） 東は5台で、1台少ないわけだろう。椅子は4脚少ないわけ。ばってん、この補正予算では1万5,000円しか差がないとたい。

○住民福祉課長（橋本和則君） 既定額の差がありますので、既定額が色見保育園が26万2,000円と、決定額が60万4,800円で、既定額、当初に組んでい

たのが26万2,000円ということで34万2,000円、東が決定額が50万4,000円、当初予算で組んでいたのが17万6,455円ということで差額が出ている。

○委員長（後藤三治君） 当初組んどった予算と、今度の補正予算を一緒にして、この備品を購入するということですね。

○住民福祉課長（橋本和則君） その既定額を引いた金額の分を今回補正でお願いしています。

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） ちなみに机が4万円ですね。木製の椅子が1万4,000円です。

○委員長（後藤三治君） はい。ありがとうございます。

それでは、もう一つ、後藤です。

工事請負費と使用料及び賃借料で、将来の子育て支援センターの試験的などということで、空き店舗ということですが、今、その予定はどこを考えておられるのかお願いします。

○住民福祉課長（橋本和則君） 課長の橋本です。

今、物色をしていますが、予算が決まるまではですね、ちょっと相手にも直接金額の交渉、契約の交渉まで、まだ至ってないところで、一応内諾をいただいております。黒田さんの所有の建物を借りて。

○委員長（後藤三治君） どこにあるんですか。

○住民福祉課長（橋本和則君） 前の信用組合の跡です。今現在の信用組合の前です。

ただ、あそこは前、窓が塞いであったのでですね、窓の光の取り入れとトイレの整備あたりを。3カ月分ですけど、また新年度には計上してほしいのかなと思います。この賃借料につきましても、予算が通り次第ですね、今度は契約の段階で交渉しますので、さらにこれより安くなるかもしれないということです。先ほど係長が申しましたように、支援センターの設立に向けてですね、実施をしながら研修していきたいということで、実際、建物が出来て、支援センターで何をやるかじゃなくて、もう実際それをやってみてですね、それに応じた支援センターを建設していこうということで、実証期間を設けるということで、空き家を探しとったところに、たまたまあそこがあったものですから、借りて試験的にやってみようかということです。

○委員長（後藤三治君） ああ、そうですね。

ちょっともう1点、同じページのですね、報酬を非常勤から。これは途中で変わるというのはどういうことですか。そこをちょっと詳しくお願いします。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

これは途中ではなくてですね、実際は4月1日からです。

○委員長（後藤三治君） いや、だけん報酬で組んどったやつを、今度は落とすわけだろう。要するに賃金になるわけだろう。

○福祉係長（岩下雅広君） 賃金がですね、総務課のほうの予算の給料のほうで。

○委員長（後藤三治君） だからたい、私が質問してるのは、当初は報酬で雇う予定だったのが、賃金にもう変わっとるわけだろう、現時点。これはそういうことではないですか。当初の子育て支援報酬ということで、240何万円、計上してあったけれども、実際は雇用形態が変わったから、これがなくなっただけん落とすということだろう。それがどうして途中で、当初予算で報酬で組んどったつが何で変わるのか。それはさっきから言われるように、当初予算でもある程度の25年度の目的に沿って予算を組む。それが途中で変わる、今回落とすのもいいですが、もう既に4月からかわっていたならその時点で、6月補正でもできなかったのか。そこをちょっとお尋ねします。

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） 阿南です。

今の質問ですけれども、先ほど言いましたように、非常勤職員の報酬・共済費を児童福祉費で組んでありましたですね、これは私達もですね、正直なところですね、予算を差し引くのは職員の方々については、全部総務課のほうで引いております。任期付き職員というのが、私も正直分からなかったんですよ。ですので、時間からも全く常勤とあまり変わらないような形でですね、上げましたので、ちょっと私たちもそこは気づくのがですね、本当にちょっと気づくのが遅れた段階でですね、ちょっと任期付き職員と非常勤職員というのがちょっとですね、職員のその身分というか、ちょっと私のほうが分からなくて、当然、審議員については総務課のほうでですね、先ほども言いましたように、給与等で差し引きますので、私たちのほうがですね、ちょっと把握ができなかったというのが現状です。今回気づいてですね、減額させていただいたのが現状です。すみません。

○委員長（後藤三治君） 後藤ですが、報酬は担当課で差引きするのではないですか。

○住民福祉課長（橋本和則君） 任期付きが総務課です。

○委員長（後藤三治君） そうでしょう。だから、予算計上して、毎月引かれていくというのは、もう既にわかっていたことだけんね、実際、今の説明も分からんではないけど、そらやっぱり委員さんに説明するときたい、分からなかったでは良くない。当初、報酬で組んでいた予算。それを毎月執行できないのは、何かそこにあるというのは調べていただきたい。これは最終で3月で落とすようになるよ。委員さんを騙したことになるけんね。そこらへんはしっかり把握しておくべきと思ったのでお聞きしました。

○住民福祉課長（橋本和則君） これは確かに、予算についてですね、気づかなかつたのはたいへん申し訳なく思っております。すみませんでした。

○委員長（後藤三治君） まあそのへんは十分今後ですね、気をつけて予算執行にあたっていただきたい。先ほど三森委員さんも言われたように、当初で上げられる分はできるだけやっぱり当初で上げて、やっぱり年間の計画を立ててもらわないと、途中で補正が出てくると、それまでの事業を執行してなかった事につながるけんですね、十分気をつけて。予算減することは非常に助かるけど、それまでやはり当初上げとって、そっちに補助の中で補うという形をしていただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。すみません。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） ないようでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） これから本案について採決します。議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で住民福祉課に関連する付託案件については終了いたしました。

住民福祉課の皆さん、お疲れ様でした。ありがとうございました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、所管事務の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。社会福祉と健康に関する事項、環境衛生に関する事項、健康保険税に関する事項、保育園に関する事項、学校教育及び社会教育の振興に関する事項、閉会中の継続審査といたしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） ありがとうございました。本日はどうもお疲れでございました。これをもちまして文教厚生常任委員会を閉じたいと思ひます。

-----○-----

閉会 午前11時50分

平成 25 年第 4 回定例会

建設経済常任委員会会議録

平成 25 年 12 月 17 日

高 森 町 議 会

平成25年第4回定例会建設経済常任委員会記録

平成25年12月17日

開会 午前9時50分

-----○-----

○委員長（興梠壽一君） おはようございます。

日程第1、定足数に達しましたので、建設経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第2、まず本委員会に付託されました農林政策課関連の議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（佐藤武文君） おはようございます。佐藤です。

今回の補正について、まず担当係長のほうから説明を申し上げます。

○農林振興係長（村上純一君） おはようございます。

それでは、補正予算書10ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算、款15、項2、目5農林水産業費県補助金です。1農業振興費補助金、くまもと里モンプロジェクト推進事業（市町村推進支援）補助金20万円です。こちらは世界農業遺産認定を受けまして、阿蘇郡市の担当で先進地の視察研修します計画を立てまして、熊本県から補助金の交付決定を受けております。また、同じく歳出でも出てきますが、そちらのほうでも説明を加えさせていただきます。

続きまして、5林業振興費補助金です。合計しまして2,536万円です。上から森林整備地域活動支援交付金、マイナス231万円です。こちらは森林整備活動支援交付金事業から作業路網等の改良活動が分離され、本事業で実施されることになりましたので、新しくできた補助金のほうに移しますので、こちらのほうから231万円減額するものであります。

続きまして、持続的な森林経営の確立総合対策事業補助金、こちらのほうに事業が分かれたので、同額を231万円歳入を補正するものです。

続きまして、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金2,256万円です。こちらは阿蘇森林組合が高性能林業機械等を導入するために実施するもので、基金及び県補助金を受け入れて補助金として交付します。そちらの歳入を2,256万円見込んでおります。

続きまして、高森町森林林業木材産業基盤整備交付金事業補助金です。こちらは今、林道の尾下地区の林道下山・久保線を計画しております。こちらが事業費

2,000万円に対しまして、国庫補助が51%付いております。それに対しまして県の継ぎ足し補助で事業費の14%が単県の補助金としてこちらに交付決定が来ております。2,000万円の14%、280万円の歳入です。

続きまして、歳出に移ります。13ページをお開きいただきたいと思います。

13ページの款4衛生費、項1保健衛生費、こちらの中の4の環境衛生費の11需用費、消耗品2万2,000円となっております。こちらは畜犬管理を農林政策課で担当しておりますので、犬の登録の鑑札代とですね、注射済証代が不足しておりますので、こちらを交付する補正予算、消耗品2万2,000円となっております。

○農林政策課長（佐藤武文君） 申し訳ありません。今、ページを13ページと申しましたけれども、15ページです。

○農林振興係長（村上純一君） すみません。失礼しました。

続きまして、5農林水産業費、5農業費、2農業振興費の旅費22万円の補正です。こちらは先ほど歳入でも20万円上がっておりましたが、里モンプロジェクト、熊本県の事業で世界農業遺産の先進地視察研修、阿蘇郡市管内担当者で取り組みますので、そちらの旅費です。内訳としまして、11万円の2名分、職員を派遣しようと考えております。旅費の補正22万円です。今、振興局のほうで思っておられますけれども、佐渡ですかね、トキの里で世界農業遺産を受けられています。そちらのほうの研修を計画されております。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

すみません。歳入のほうです、11ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。15款の県支出金、2項の県委託金、5目の農林水産業費県委託金、当初見込みよりも9,000円増額になったということで、ここに歳入増を計上しております。

そしてまた、15ページに戻っていただきまして、農業費の8農業経営基盤強化事業費の需用費を9,000円増額ということで計上しております。申し訳ありません。

それから、続きまして、10項の物産館等管理費でございますが、これにつきましては一般財源からその他への財源組替という形になっております。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

続きまして、5款農林水産業費、2項林業費、目の林業振興費の内訳です。9番旅費です。普通旅費1万5,000円です。こちらは後ほど負担金のほうで出てきますが、鳥獣害対策としまして、捕獲技術の研修会に職員を2名派遣したいと考えておりますので、そちらの日当・旅費となっております。負担金のほうで詳

しく説明を行いたいと思います。

続きまして、15工事請負費34万7,000円です。林道峰の宿線で災害復旧工事に関連しまして、道路の維持工事としまして災害復旧対象とならないところで舗装工事をする必要があり、査定のと看指示があつておりますので、34万7,000円、工事請負費を補正しております。

続きまして、19負担金補助及び交付金です。森林整備地域活動支援交付金、マイナス308万円です。こちらもこの下の下に持続的な森林経営確立総合対策事業補助金という項目が新設されましたので、こちらのほうに同額補正するものです。

次は戻りまして、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金です。補正額131万6,000円です。こちらは7月9日から緊急捕獲対策事業に取り組んでおります。捕獲獣の適正な確認をですね、補助金の捕獲報奨金の適切な支払体制の構築は必須条件となっております。つきましては、駆除従事者の捕獲意欲の減退要因となつておりました緊急捕獲以前のイノシシ、シカの補助金の、今まで捕れていた分に対する補助金の交付がすべて完了しましたので、緊急捕獲対策に対する体制が整いましたので、捕獲獣の補助金ベース分です。上乗せ分は6月で384万円補正をいただいておりますので、ベース分の補正予算計上するものです。今回の131万6,000円の積算の基礎としまして、1月までにですね、捕獲計画数、イノシシ、シカ、それぞれ300頭、サル30頭を見込んでおりますが、それに対する1月までに60%駆除見込みとしまして、131万6,000円補正で計上するものであります。

続きまして、次のページです。緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金2,256万円です。こちらは産業再生プロジェクトとしまして、森林組合の先ほど歳入も上がっていましたが、フォワーダとトラックの購入をされますので、そちらの補助金に対して交付するものです。

続きまして、有害獣防護捕獲技術等研修会負担金、3日間の日当1万円の2人となっております。こちらはですね、駆除隊の皆さんが括り罠の設置の要望がとても多く、私たちもやはり指導的立場という考えから研修を受けさせてもらつて、設置の仕方ですとか、どういうところに仕掛けなければいけないとか、そういう技術なり知識なり修得する必要がありますので、佐賀県に括り罠の名前となっております三生というところがありまして、こちらのほうに3日間ですね、農業専門員ともう一人職員を派遣しまして、効果的な括り罠の設置に取り組みたいと考えております。そのための研修負担金となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（興梶壽一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

新しく上乘せ分になってから、11月からの間にどのくらい捕獲されていますか。

○農林振興係長（村上純一君） シカが85頭です。本年度の実績数としましてですね、4月からですけど、イノシシが415頭、シカが265頭、サルが43頭捕獲されておりまして、緊急捕獲で皆さんやはり意欲が上がられていますので、目標を超過見込みとなっております。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

この捕獲隊のある限りはずっと4,000円程上積みになったというお話を聞いていますが、ずっと続くわけですか、これは。3年間の。

○農林振興係長（村上純一君） はい。3年間の中で県の予算が付き次第、県の予算の範囲内ということになっていきますので、恐らく3年間は続くところですけど、今、同じ緊急捕獲の中です、防護柵の設置という項目があるんですけど、県内で取り組んでいるところが芦北町しかありませんので、その分の予算が恐らく捕獲の報奨金のほうに加えられると思います。3年間は続く予定です。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

良い話を聞いております。草部北部にですね、三県合同の補助か何かでですね、畜産農家の牧草をですね、シカが食べるからということで、その補助を使った電牧がなされるというようなお話を聞いていますが、今後そういうのは次の地域にも考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

三県合同の中で今年は一応草部北部地区をモデル的に、何にしましてもやはり冬場の牧草が一番シカを増やしている原因というところではありますので、牧草地帯ですね、中山間地帯の牧草地帯のところ、次の計画書を出しておりますのは色見地区とですね、上色見地区を要望を上げております。県も続けて実施。三県合同の中で予算をいただければ続けていきたいと考えております。

○委員（甲斐正一君） 甲斐ですが、要望に従った形でやるわけですか、それは。例えば畜産農家も野尻にもあるわけですが、そこらへん、当面は要望がない限りはそういう補助金は使わないということですかね。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

いろいろ補助制度が中山間地域の直接支払制度ですとかいろいろありますので、そちらのほうで取り組めるところはですね、そちらのほうで取り組んでくださいということをお話しております。色見、上色見、草部北部もですけども、中山間

地域に今取り組んでいらっしゃると思いますので、そちらのほうからですね、優先的にやりたいなという方向をもっております。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

中山間地でね。その三県合同じゃなくて、中山間地の取り組みの中で。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

中山間地域の取り組みのあるところはですね、鳥獣害対策をするというメニューが入っておりますので、そちらのほうもその補助金のほうで対策のほうに使っていただきたいと。草部北部ですとか、色見、上色見地区の畑作地帯のところは中山間地域の補助金が入ってませんので、そちらのほうを優先して電牧柵を導入したいなという計画をもっております。

○委員（甲斐正一君） 甲斐ですが、中山間地は畑作地帯が多いから入ってないよね、当然。だから、そこらへんも、同じように。なぜそういうのを質問するかというと、畑作地帯は電牧の補助金がわずかでしょう。だから、三県合同の大きな160何万円の補助金が出たというお話も聞いておりますから、やはりそういうのを使った平均的なことをやっていたかかないと、やっぱり人・農地プランとかいう計画の中で何もならんと思うんです。耕作放棄地になったりですね。だから、まんべんなくそのような予算を組んでいただいて、やはり隅々までできるようなね、今後取り組みをしていただきたいということでお聞きしました。以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

計画の段階です、広域的に見てですね、上げていきたいと思っておりますので、ご協力いただきたいと思っております。

○委員（甲斐正一君） お願いしておきます。以上です。

○委員長（興紹壽一君） ほかに質疑ありませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今、鳥獣被害の話が出ましたが、私もちょっとその関連したものを聞きたいと思っております。先ほどからイノシシ、シカ、サルと、頭数が大幅に捕獲されておりますが、町としては、今後、捕獲のほうに力を入れなければいけないけれど、フェンス等やそういうことを今後町としては計画性があるのか、また捕獲でずっと行くのか、どういうふうを考えておられるか聞きたいと思っております。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

今現在ですね、三県合同の中でも、高森はフェンス等の取り組みをしておりませんが、高千穂、竹田にあっては、このことは以前からももう知っておりますけれども、あくまでも地元の負担金が伴いますので、その負担金の部分については、どうしても負担をしていただかないといけませんので、それができるか

できないかで、その取り組みができるのではないかと思います。先ほど中山間地の話もありましたけれども、例えば高森地区にあっては、中山間に取り組んでいらっしゃると思いますので、その事業費の中からですね、負担金を捻出するというような形で話がまとまれば、その取り組みも可能かというふうに思います。以上です。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今、地元の人が一生懸命そういう取り組みをされるならというような、それから中山間地で取り組みをするならというような話でございますが、私がなぜこういう質問をしたかというのは、確かに中山間地のいろいろもありますが、町が少し、たとえば今言われた高千穂方面とかのフェンスの状況ですね。少しこういうふうに取り組んでおられるとか、それをしないと、ただ単にフェンスを取り付けるとイノシシが入って来ないとか、シカが入って来ないではなくして、そういう説明も必要ではないかと思います。何故なら、中山間地で金を出すから、それでしてくださいではなくして、どういうふうな状況の中でそういうとが、今こういうふうにしてされているかですね、そういうところの説明があれば地元もそれならという話になりますが、そこが何もないから、ただ呆然的に例えば中山間地の資金を半分、町から助成が半分と出してた場合、地元で恐らくそれは話を聞いてくると、地元の人たちの工事でフェンスを張っていくというような話も聞いておりますが、そういうところをもう少し詳細に説明をできるような形をとってもらおうと、そういう方向にも、例えば地元のほうでフェンスを張ってみようかとかいう話が出てきはしないかと。単にフェンスを張っているところがあるとか、そういうことを聞くばかりで、実際に自分たちでどういうふうなフェンスが張ってあるかが分からんもんだから、そういうところを行政としても近くの高千穂辺りに、そういう事業がされておるなら、私たち議員もそういうところを見に行き勉強しなければいけないが、そういうところの地元への説明などが無いのかを詳しく。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

そもそもですね、高森の場合、中山間直払いの取組体制、これに問題があるというふうに私たちは思っています。というのは、急傾斜地のみを対象とする。また参加希望者のみを対象とした協定というところに問題があるということで、今の中山間直払いについては26年度で終わりますので、その次に向けて再編をしたいというふうに思っています。やはり鳥獣被害防止に関わらず、農地を守るとか、景観を保つというのは、その地域で考えていただく必要があると思いますので、今の直払いのやり方はその当時ですね、仕方ない選択で、そういう形になったと思いますけれども、やっぱりいろんな形で地域がまとまっていく、それから今後いろんな農政も小さい個人ではなくて、集団であったり、そういう大きなと

ころにしか対策がされないということもありますので、27年度からの再編を今準備しているところです。ですから、現在、中山間直払いに取り組まれている協定がありますけれども、地域として対応しないと、この対象農地だけを囲ってしまうようなやり方では、やっぱり効果が少ないし、無駄な部分も出てくるんじゃないかというふうに思っておりますので、なかなか話を下ろしづらいというか、下ろさなかったというのは実際のところです。三県合同で国の補助金が出ますので、それに町が補助をして地元の負担金をお願いするのか、その辺のことはまた今後詰めていく必要がありますけれども、先ほど言いましたように、地域として、全体として取り組んでいないという状況が、下ろせなかったという原因になります。以上です。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今、課長のほうから説明がありましたが、できるなら27年度から、先ほど言われたように、また中山間地、見直しがあると思いますが、そのときですね、町を全体に含めた、そういうフェンスの張り巡らせてというのも視野に入れて検討をお願いしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

今のですね、メッシュワイヤーといいますかね、佐賀県の武雄市に行きましたね。そのときに、道にずっとフェンスを張ってあった。私のすぐ近くにそういうことをしてあるんですよ、今、中山間地を利用した形で。やはりそのまま建ててはですね、下に埋け込むか、コンクリートで少し補助しながらいかないと、イノシシは下を掘って入るから何もならんというようなお話を聞いたんですよ。二股地区で。ですから、やはり大がかりですするなら、やっぱりそのくらいの補助だけじゃない、少しでも出し合ってするような気持ちでやらないと、やったが下から入るじゃですね、まあそれは補足的なお話ですが、そういうお話を聞いております。シカであればですね、何回も体当たりするので曲がるそうです、網が。だから、なかなかしょっちゅう見回りもしなくちゃいけない、かづらが巻いたり、引き倒したりするからですね、いろいろやっぱりお金をかけた形ですするなら、下をコンクリートを入れるようにしないと対応できないのかなというような気もしております。そういうお話を聞きましたから、補足的に出しました。以上です。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

先ほど祭場地区の電気牧柵の話がありましたけれども、だいたいこの正しい電気牧柵の使い方というのを堅持するために、地域は集中したんですけれども、そういうつもりで張っております。ですから、そういうところでもですね、そのくらいじゃだめだぞという頭ごなしではなくて、どうすれば効果があるかという

ころも、実際張っている農家にはやっていただきたいというふうには思っています。以上です。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

先ほどからこの鳥獣害の関係の質疑が出ておりますけど、先ほど実績のほうを聞きましたところ、かなり事業効果が出ているんじゃないかなと思います。これが1月までに60%まで見込みと言われましたですけど、これがもし仮にですね、オーバーした場合の対策は。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

県の補助をいただいて、国のほうの事業をやっているわけですけど、実績払いで払うというところになっていきますので、あくまでも300頭というのは計画でありまして、それ以上捕れた分にはですね、町から持ち出し分も増えますけど、その分の予算もお話はいただいております。それもまた今度ちょっと補正をお願いすることになると思いますけれども、また捕れる具合を見ながらですね、またお願いしたいと思っております。

○委員（宇藤康博君） ぜひ、そういうことであるならばですね、やはり捕獲をしていくということが一番大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

それともう一つ、大型罠を設置しているじゃないですか。あの状況を教えてくださいたいんですけど。

○農林振興係長（村上純一君） 村上です。

大型罠はですね、今年またこの前補正予算でいただきまして、今、西原からのイモを植えてまして、今後はですね、次はアグリセンターの堆肥を入れるようにしております。どれが一番かかるかですね、それをしながら、今ちょっとイモを入れたなら、イノシシが入り出したらしいです。イノシシが暴れたら、もう罠ごとやられるといけないので、ちょっと今イモは外してもらってるんですが、今ですね、6匹、今からまた捕れるかもしれません。今まで6匹捕れてます。シカですね。イノシシも入っていたような話は聞いたんですが、まだ未確認情報ですので。パソコンのほうで、今どれだけ動いてるか来てるんですけど、結構入っていますので、また今から捕れる見込みで動いております。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

この間、NHKでテレビを観とったらですね、イノシシがですね、その大型罠のところに入ったなら、スマホで知らせ、職員の方が落とすという、スマホのボタン押したら、それが大型罠の捕獲、枠が落ちるんですがね。確実に何か捕れてるというテレビであってたんですよ。ぜひそういうのが分かるならば調べていただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○農林振興係長（村上純一君） 一部先進的な事例で、この前の三県合同の研修会でもご紹介がなかったので、情報を入れたいと思います。

○委員長（興柁壽一君） ほかに質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。
これから本案について採決します。議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で農林政策課に関連する付託案件については終了いたしました。
農林政策課の皆さん、お疲れ様でした。

-----○-----

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） おはようございます。

本委員会に付託されました建設課関連の議案第59号、町道の路線の廃止について及び議案第60号、町道の路線の認定については関連がございますので、同時に審議を行いたいと思います。

建設課の説明を求めます。

○建設課長補佐（松本満夫君） おはようございます。建設課課長補佐の松本です。

初日に提案説明申し上げましたように、町道の路線の廃止につきましては、路線番号第99号、牧戸線です。番地は大字尾下字牧梨木2368番地先から、高森町大字尾下字牧戸2594番地先までの区間の113.5メートルを今回廃止の認定のお願いをするものでございます。これにつきましては、地域住民からの、以前から要望があった箇所でもありまして、利便性とか危険性とか、いろいろ総合的に判断しまして、この起点のですね、付け替えをお願いするものでございます。

それと、議案第60号で、次ページでありますが、認定をお願いする路線につきましては、同じく路線番号第99号、路線名も牧戸線です。県道側が高森町

大字尾下落川2474番地先から、終点側がですね、高森町大字尾下字牧戸2594番地2先までの区間ですね。75メートルを認定していただくものでございます。終点側の番地が変更して認定していただくのは、地籍等によりまして番地が無くなっているものでございまして、分筆されているものでございまして、新しい番地で認定をしていただくということになります。

認定していただく延長は、1,026.5メートルとなります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第59号、町道の路線の廃止について及び議案第60号、町道の路線の認定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○建設課長補佐（松本満夫君） ご説明申し上げます。各担当係長のほうから、ページをたどってご説明申し上げます。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

まず、9ページをお開きください。

土木費国庫補助金として、今年度のアスベスト対策として、前回、回覧等で住民の方に周知いたしましたけど、今年度も希望等ありませんでしたので、この50万円を減額するものであります。

○土木係長（荒牧久君） 土木係の荒牧です。

それでは、歳出のほうに移らせていただきます。16ページをお開きください。

土木費の道路維持費です。委託料416万円減額しております。これは橋梁補修調査を入札しまして、予算額に対しまして入札残ということで減額をしております。それに伴いまして、15の工事請負費、町道維持工事費420万円計上し

ております。これは工事費、予算に対しまして、測定の結果、特殊な型枠等が出てきましたので、その分で金額が増額しました関係で、420万円ほど予算を計上しております。

続きまして、道路新設改良費の賃金です。附帯工事人夫賃として50万円上げております。これは各改良工事の附帯工事として上げております。用地交渉の町道の中における条件とか、そういったあたりの解消あたりのため上げております。

それから、13の委託料です。牧戸線の道路整備の測量設計委託を計上しております。これは先ほど課長補佐のほうから説明がありました牧戸線ですね。75メートルについての測量設計の委託料でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

使用料及び賃借料55万円を上げております。これも先ほど申し上げました道路改良工事に伴います附帯工事の機械借上料として上げております。

次に、工事請負費1,400万円を計上しております。これも先ほど申し上げました牧戸線の道路整備の工事請負費を1,400万円上げております。

それから、16の原材料費です。道路改良費の附帯工事の材料費として15万円を計上しております。

土木費につきましては、以上です。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

続きまして、土木費の住宅費ということですね、まず修繕料、これは61万2,000円ですけど、下町A団地、横町A団地、及び須坂B団地のそれぞれの浄化槽の修理に関する修繕料であります。浄化槽に関しては、毎月、大阿蘇清掃社に委託して、点検及び清掃を実施しているところでありますが、今回の点検により、ポンプ及び仕切板等の不具合が判明し、早急に修理をする必要があるということですので、3団地合計の61万2,000円を追加補正するものであります。

続きまして、負担金補助及び交付金に関しましては、先ほどもご説明しましたけど、アスベスト調査費の50万円をそのまま減額するものであります。

続きまして、水道加入金ですけど、平成24年度に須坂団地の合併浄化槽を設置しましたが、それに伴い、散水栓を25年度に設置しましたが、それに伴う水道加入金ということで、町水道係のほうに3万1,200円を支払うものでありますので、これを新たに追加補正ということで計上させていただきました。今後は業者との連携を高め、合併浄化槽等におきましてはですね、修理及び取り替え等は早めに予算化し、着手していきますので、どうか今回は事情をお酌み取りいただきまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○土木係長（荒牧 久君） 続きまして、18ページをお開きください。

災害復旧費の公共土木災害復旧費、22の補償補填及び賠償金3万円を計上しております。これは川原戸川の災害復旧に伴います立木補償費でございます。

続きまして、19ページをお開きください。

災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費、1の林道災害復旧費、22の補償補填及び賠償金、これも3万円計上しております。これも林道峰の宿線の3号箇所ですね、一番奥の立木補償3万円を計上しております。

それから、2の農地等災害復旧費です。まず、賃金20万円を計上しております。これは農地と河川、これは先ほど公共土木災害復旧費の立木補償箇所の川原戸川ですね、この川原戸川と隣接します農地の災害復旧費がございます。その間の不足土を補うための附帯工事の賃金20万円、それから機械借上料20万円、それから原材料費の50万円を計上しております。

土木費及び災害復旧費につきまして、土木のほうで計上いたしました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○建設課長補佐（松本満夫君） 予算関係につきましては、以上でございます。

○委員長（興侶壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

ちょっと河川の橋梁調査、16ページ、委託料416万円減額してありましたが、この橋梁補修調査の調査の内容と、それから減額した理由をちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、もう1点、農林水産、農地等災害復旧費90万円増額してありますが、これに伴う受益者負担金等、これは農地等は受益者負担金は発生してないのか、2点。

○土木係長（荒牧 久君） まず、この委託料です、土木費のですね。これは橋梁を4橋調査します。そして、その内2橋につきましては、補修の設計まで行います。予算が1,220万円計上しておりました。そして、入札した結果、729万7,000円で契約しております。その残を416万円。ほかのもあるんですけども、これが一番大きな減額ということで計上しております。その大きなものが入札残ということですね。増額分もありますので、416万円減額しております。

それから、農地等災害復旧費なんですけれども、これにつきましては受益者負担というのはありません。災害復旧費、工事に対して、その補助金の残について受益者負担というふうになりますので、農地等災害復旧費についてのみの受益者負担金となります。これは附帯工事につきましては町単独になります。以上です。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

場所は、どこですか。

○土木係長（荒牧 久君） 熊谷二保さんの田んぼです。家の下の方になります。図で説明したほうが良いと思いますので、ちょっとよろしいでしょうか。委員長。

○委員長（興梠壽一君） どうぞ。

○土木係長（荒牧 久君） まず、平面で説明したいと思います。農地の被災箇所がここです。そして、河川がこういうふうには被災しました、護岸をですね。なぜかという、ここに大きな木が何本かあったんですけども、これがずりまして、水がここで塞いでしまって、水がこういうふうには流れました。もう土を全部持っていったるんですね。それで、河川災害の復旧の場合、ブロック積みのここまでが河川と民地の境界です。ここまでしか災害復旧できません。そして、被災しまして、ここに布団かごを置くんですけども、ここが田んぼですね。これを復旧したら、もっと布団かごを積まないといけないんですね。そうしたら、工事費もそれよりかかってしまう。そこで、一番安い方法というのは、ここに盛り土します。この布団かごを取ってしまうと。そして、なるべく安く上げて、そしてこの復旧も、境界はここまでなので、この部分は補助金として両方見れないような状態ですね。河川災害に対しても、農地等災害についても、この部分は補助対象外というふうになりますので、一応採択はこういうふうな形で採択を受けております。農水省と、それと国交省なんですけれども。そのような形で、ここに盛り土が必要ですので、購入土、立米2,400円から2,500円ぐらいするんですけども、購入土を入れて、ここを復旧してしまおうというような工法を取っております。

○委員（芹口誓彰君） 何メートルぐらいあるんですか。

○土木係長（荒牧 久君） そうですね。5～6メートルの10メートルです。そのくらいですかね。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

こっちの擁壁と境界というのは、それは河川との境界ですか。

○土木係長（荒牧 久君） いいえ。民地です。

○委員（芹口誓彰君） 境界はどこ。

○土木係長（荒牧 久君） 民地はここです。

○委員（芹口誓彰君） こっち側の境界というのは。

○土木係長（荒牧 久君） ここです。河川の裏です。擁壁の裏です。

○委員（芹口誓彰君） それはどことの境界。

○土木係長（荒牧 久君） 民地です。この部分です。

○委員（芹口誓彰君） いや。境界が二つあるでしょう、こっちと向こうに。

○土木係長（荒牧 久君） ですから、これはですね、下の民地とこっちの災害復旧の民地は分けんといかんとですよ。

○委員（芹口誓彰君） そうすると、負担金が発生するのはどこからどこまでが負担金、個人負担金が。

○土木係長（荒牧 久君） 個人負担金はこっちです。

○委員（芹口誓彰君） こっちが町の単独の補助でやる部分ですか。

○土木係長（荒牧 久君） はい。

○委員（芹口誓彰君） その2,000立米分が50万円、附帯工事の原材料費。

○土木係長（荒牧 久君） 賃金、機械借上げ、原材料。一番それが受益者負担も少ないし、工事費も発生しない。

○委員（芹口誓彰君） 立木補償は。

○土木係長（荒牧 久君） 立木補償はここに木が3本あったんですけど、これぐらいの木が、その補償金です。

○委員（芹口誓彰君） 3万円。

○土木係長（荒牧 久君） はい。

○委員（芹口誓彰君） 合わせて6万円か、3万円と3万円です。

○土木係長（荒牧 久君） いいえ。もうひとつは林道です。

○委員長（興相壽一君） ほかに質疑ありませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

住宅関係でお聞きしたい。予算が50万円、アスベストの件でございしますが、このアスベストの件はですね、調査分析事業補助金というようなことで補正のほうで出ておりますが、どういうふうな調査を、地域の住民の調査ですか。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

アスベストの含有があるという疑いがあるところに対して、その調査費を補助しますということで回覧等で広報していますけど、これはもう今年で3年目なんですけど、住民の方からこれはどういうことなんでしょうかというふうな問い合わせはあり、こうこうですと説明して、結局調査には補助しますが、その後の解体とか除去は個人負担になってしまうもので、疑わしい建物もあまりないのかなというのがありますので、財政係からも言われたんですが、3年やって該当がなければ、手を挙げる必要もないんじゃないかという指摘がありましたし、阿蘇郡内でも高森だけ申請している状況ですので、この件に関して今後考えていかなければとは思っております。

○委員（森田 勝君） 森田です。

これはアスベスト関係は三、四十年経った家の中には、含まれとると思うわけ

です。それで、その三、四十年前に建てた人が恐らく亡くなったり、その後に息子さんか娘さんが住んでおられるならですよ、こういうとの調査の方法がにやあて私は思うわけですね。自分でも分からん人が多いと思うんです。だから、町としては、例えばこういう天井のこういう所にアスベストが含まれとるとか、壁のこういう所にも含まれているとかいうのをチラシか何かで知らせるような形をとってもらいと、少しは出てくるのではないかと。そうしないと、ただアスベストの調査をしますというようなチラシでは、どういうふうな所にアスベストが含まれているかが、現在の人をご存じないのではないかと私は思う。だから、できるなら、例えば昔、屋根の下にこういう物が使われていたとか、壁にもこういう所に昔はアスベストが含まれていますとか、そういうことも調べてみる必要もあるのではないかと思う。そうしないと、今言ったように、アスベストが含まれていても、恐らく知らないで住んでいる人も中にはおられるのではないかと思う。もうほとんどないと私は思いますが、できるならそこまで突っ込んでやってもらいと、出てくるのではないかなあとしますので、よろしくお願いします。

○土木係長（荒牧 久君） 土木の荒牧です。

私が以前にですね、住宅にいた頃に、アスベストに携わったことがありますけれども、そのときに調査をしまして、取り崩しました商工会で天井を。ご存じのとおり、アスベストを含んで、それは撤去されております。それともう一つですね、今の信用組合の階段の天井と、それと地下のボイラー室みたいなところがありますけれども、そこをアスベストの封じ込めということで、補修をしております。アスベストを検査をしまして、だいたいビル関係が多いと。住宅については、その当時は該当しないというようなところでございました。アスベストの封じ込めの工事をやったのは、信用組合の階段とボイラー室、それを当町でっております。以上です。

○委員長（興柁壽一君） はい。ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） なければ、私のほうからよいですか。会議の終わり次第ですね、現場確認させてもらいますが、この牧戸線について、1,400万円計上してあります。今度工事される箇所を地図でどこになるかをお教えてください。

○土木係長（荒牧 久君） この区間です。新しくなったところだけです。今、里道であるんですけど、段差があります。これが難しいんですけども、構造物次第なんですね。構造物が少なければ、こんなに要らないしですね。その代わり、用地費も少なくて済むと。逆に、構造物が少ないと用地も必要になってくるし、畑とかのいろんな排水をトンネルみたいに通さなくちゃいけないものですから、そ

ういうのもあるんですが、予算的にはもう目視でその何百万というのは非常に難しいですけども、例えば設計次第では1,000万円になるかも知れないし、私が見た中では、これぐらい見ておけば、大丈夫じゃないかと見ております。

○委員長（興柁壽一君） ほかに質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。
これから本案について採決します。議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で建設課に関連する付託案件については終了いたしました。
建設課の皆さん、お疲れ様でした。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第3、ただいまから所管事務の閉会中の継続調査についてを議題とします。
閉会中の継続調査については、1. 農林水産業振興に関する事項、2. 土木行政に関する事項、3. 水道事業及び農業用水事業の運営に関する事項、以上3項目を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
以上で本日の日程は全部終了しました。
これで建設経済常任委員会は閉会します。お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前11時05分